

第1章 現況調査

1-1. 環境をとりまく国内外の動向

1) 環境総合政策

(1) 環境総合政策についての国際的な動向

●持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

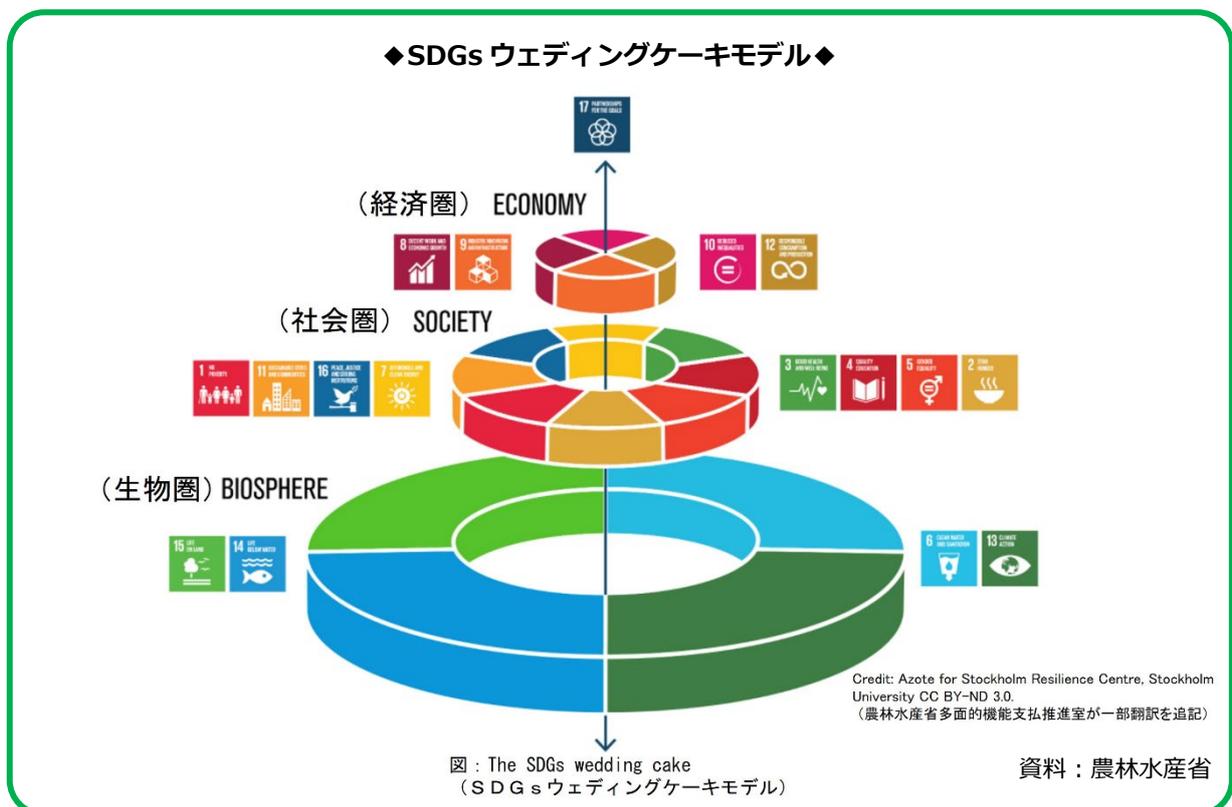
平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市など多様な主体が連携して行動することが求められるものです。

SDGsの17のゴール（目標）は相互に関係しており、その相互関係性を示すSDGsウェディングケーキモデルでは、SDGsの目標17『パートナーシップで目標を達成しよう』をケーキの頂点として、3つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」によって構成されています。「経済圏」の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会圏」は下層の「生物圏」人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられています。

つまりは、持続可能な「経済圏」「社会圏」を支えるためには、その土台となる「生物圏」のそれぞれの目標の達成があってこそ成り立つということが示されています。

令和5（2023）年9月に実施された「SDGサミット2023」では、SDGsのターゲットのうち、進捗が順調なものは約15%に過ぎず、半分近くは不十分、約30%は停滞・後退しており、令和12（2030）年までのSDGs達成に向けた国際社会の歩みが危機的状況にある旨強調されました。同サミットで採択された「SDGサミット政治宣言2023」では、SDGs達成に向けて取組を加速化していくことを各国首脳等の中で確認されています。



(2) 環境総合政策についての国内の動向

●第六次環境基本計画

環境基本法第15条に基づくすべての環境分野を統合する最上位の計画として、国の第六次環境基本計画が、令和6(2024)年5月に閣議決定されました。

人類の活動は、人間が安全に活動できる環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を越えつつあり、地球が直面している「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」の3つの環境危機に対し、統合的・相乗的な対策を講じて持続可能な社会を実現することが必要とされています。

本計画の最上位の目的として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現が掲げられました。これは、環境収容力を守り環境の質を向上させることで、経済社会の成長・発展を可能にする持続可能な社会である「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)の構築を目指すものです。

その基盤として、ストックである自然資本(環境)を維持・回復・充実させることや、無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等が方針として示され、『科学に基づく取組のスピードとスケールの確保』、『ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー』、『政府、市場、国民(市民社会・地域コミュニティ)の共進化』、『「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装』の4つの政策展開の方向性が示されました。

これらの基本的な方向性を踏まえ、経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際の6分野にわたる重点戦略と、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、環境リスクの管理など個別環境政策の重点的施策、環境保全施策の体系等が示されています。



(3) 環境総合政策についての埼玉県の動向

●埼玉県環境基本計画

埼玉県では、令和4(2022)年4月に「埼玉県環境基本計画」(令和4年度～令和8年度)を策定し、「Ⅰ 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」「Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」「Ⅲ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」の3つを21世紀半ばを展望した長期的な目標として設定し、環境の保全と創造に関する8つの施策の方向を示しています。

「気候変動対策の推進」「資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進」「みどりの保全と創出」「生物多様性と生態系の保全」「恵み豊かな川との共生と水環境の保全」「安全な大気環境や身近な生活環境の保全」「経済との好循環と環境科学・技術の振興」「地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり」の8つの施策の方向を展開する上で、気候変動、資源循環、生物多様性など、それぞれの分野ごとに個々の環境問題の解決に取り組むことはもとより、統合的に解決していくこと、さらに、環境・経済・社会の諸課題の統合的解決を目指すこととしています。また、IoT技術を活用したエネルギーマネジメントなど先進的なデジタル技術を活用し、ESG投資の拡大や脱炭素化を経営に取り込む企業の増加、シェアリングエコノミーの広がり、テレワークの拡大等、環境保全につながるビジネススタイル、働き方やライフスタイルの変化の動きなどの社会の変化に応じた取組を行っていくこととしています。

また、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超少子高齢社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村とともに目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を立ち上げ、地域の特性に応じ、太陽光発電や熱などの多様な分散型エネルギーを活用し、IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進するとしています。

●環境分野における埼玉版SDGsの推進

埼玉県は「SDGs未来都市」に選定されており、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」や「埼玉県SDGsパートナー」など、県内企業・団体等のSDGsの取組推進のための制度を構築しています。

なかでも、環境施策がSDGsの17ゴールに深く関わることから、企業等の環境分野のSDGsの取組を促進し、企業経営の持続可能性の向上や環境問題の解決を図っていくための制度として、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」を創設・推進しており、令和6(2024)年9月15日現在で、1638者が宣言しています。

環境分野のSDGsのゴールの達成に向けて取り組むことを宣言し、改善に努めながら取組を継続していくもので、宣言企業は、県ホームページ等での取組PRや県建設工事の入札参加資格の格付加点などのインセンティブが付与されるほか、メールマガジンで、環境関連の補助金やイベント・企業募集等の情報を得られたり、先行事例の情報収集や企業等のネットワークづくりも可能となるものとなっています。

2) 気候変動対策

(1) 気候変動対策についての国際的な動向

●パリ協定・グラスゴー気候合意

平成 27 (2015) 年 12 月にパリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」では、令和 2 (2020) 年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成 28 (2016) 年 11 月に発効、令和 2 (2020) 年より実施段階に入っています。「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロにすること」などを決定し、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することとなっています。

平成 30 (2018) 年の IPCC (気候変動に関する政府間パネル) による「1.5℃特別報告書」を踏まえ、令和 32 (2050) 年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、令和 3 (2021) 年 10 月、11 月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、2℃目標からより高い目標の 1.5℃目標の達成に向けて、世界全体の二酸化炭素排出量を令和 12 (2030) 年までに平成 22 (2010) 年比で 45%削減すること、今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

●グローバル・ストックテイク (GST) と次期 NDC (国が決定する貢献)

「グローバル・ストックテイク (GST)」は、パリ協定に基づき、目標達成に向けた世界全体の気候変動対策の進捗状況を 5 年ごとに評価するものです。

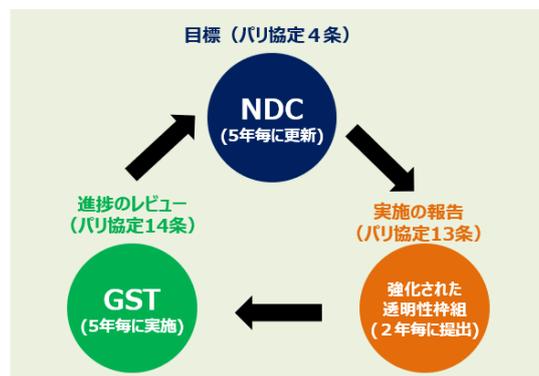
令和 3 (2021) 年 11 月から情報収集が開始され、複数回の技術対話を経て、令和 5 (2023) 年 11 月から 12 月にかけて開催された「国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28)」において初めて実施されました。

採択された決定文書では、「世界の気温上昇を 1.5℃に抑える」という目標まで隔たりがある (オントラックではない) ことと 1.5℃目標に向けて行動と支援が必要であることが強調されるとともに、目標達成のためには、2025 年までに GHG 排出をピークアウトさせ、令和 12 (2030) 年までに 43%、令和 17 (2035) 年までに 60%を排出削減する必要性が認識されました。

また、「令和 12 (2030) 年までに再生可能エネルギーの発電容量を世界全体で 3 倍、省エネ改善率を世界平均で 2 倍にすること」など具体的な内容も明記されました。

「パリ協定」では、各国が気候変動対策として自主的に設定する温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組の計画である「NDC (国が決定する貢献)」を作成し、5 年ごとに更新する必要がある、各国はこの「グローバル・ストックテイク (GST)」の結果を踏まえ、令和 7 (2025) 年 2 月までに令和 17 (2035) 年目標を含めた次期 NDC を提出することが求められています。

◆パリ協定におけるグローバル・ストックテイクの位置づけ◆



資料：資源エネルギー庁

(2) 気候変動対策についての国内の動向

●2050年カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

令和2(2020)年10月、日本は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、これを受け、令和3(2021)年に地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)が改正されました。改正法では、『2050年までの脱炭素社会の実現』が基本理念として位置付けられるとともに、地域脱炭素化促進事業制度等が新たに法定行為として定められました。同年「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2030年度に温室効果ガスの46%削減(2013年度比)」を目標とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げられました。また、令和6(2024)年の法改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジットの発行や地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が定められました。

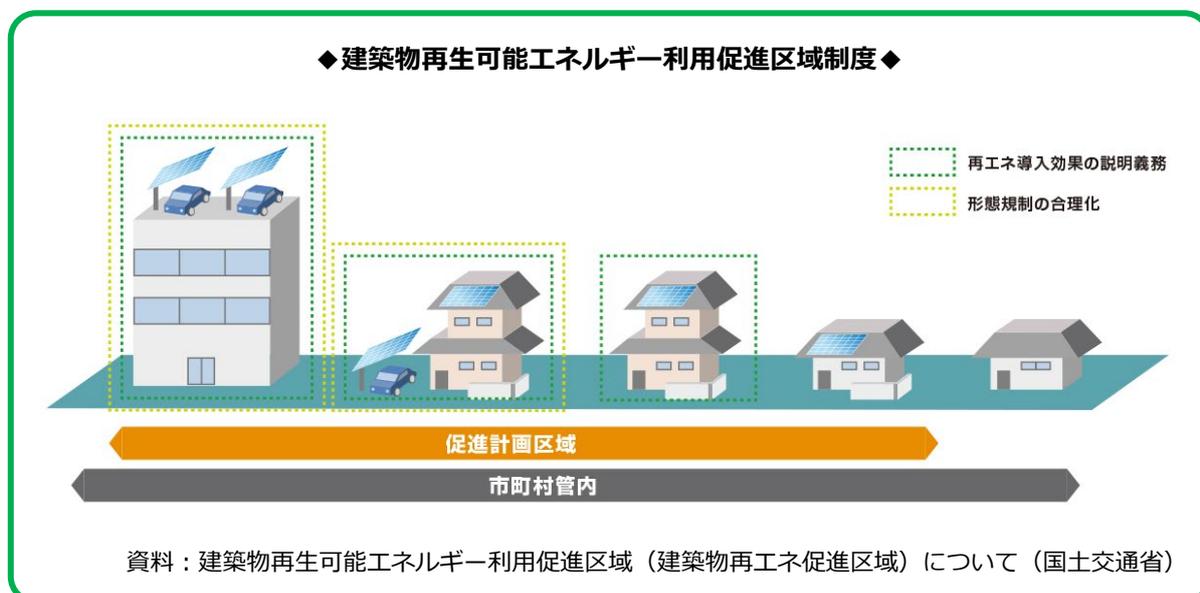
地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の責務を踏まえ、昨今、脱炭素社会に向けて、令和32(2050)年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えており、令和6(2024)年9月30日現在、1,122自治体(46都道府県、624市、22特別区、372町、58村)がゼロカーボンシティを表明しています。

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)の改正

「2050年カーボンニュートラル」の実現にあたり、日本のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野の取組強化が急務であることから、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的に、令和4(2022)年に建築物省エネ法が改正されました。

住宅を含む全ての新築の建築物に省エネ適合基準が義務付けられることとなり、令和7(2025)年4月に全面施行が予定されています。

また、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設され、令和6(2024)年4月に施行されました。これは、市町村が太陽光パネル等の再エネ設備の設置の促進を図ることが必要である区域について、行政区域全体、または一定の街区等を促進区域として設定し、促進計画を作成することができるというものです。促進計画を策定し、条例を定めることで、再生可能エネルギーを導入する効果等について建築士による説明義務が発生するとともに、高さ制限、容積率制限、建蔽率制限など形態規制の合理化のための特例許可が受けられることとなります。



●GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた法整備・戦略策定

エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、令和5（2023）年2月に「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、同年5月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）・「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX脱炭素電源法）が成立しました。これにより、「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されました。

これらの政策実行に向けて、同年7月に、中小企業や住宅の省エネ強化、再エネの主力電源化に向けた次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化、カーボンリサイクル燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）等の研究開発等の取組の推進と、脱炭素技術に関する民間企業の産業競争力強化を後押しする「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現を目指す「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）が閣議決定されています。

●気候変動適応法と気候変動適応計画

平成30（2018）年6月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、本法律と「地球温暖化対策推進法」により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して緩和策と適応策の双方を推進するための法的仕組みが整備されました。地方公共団体には、「地域気候変動適応計画」の策定が努力義務として位置づけられています。

平成30（2018）年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。令和3（2021）年11月には計画が改定され、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIの設定、各施策及び計画全体を推進する観点からの進捗管理が実施されることとなりました。

また、熱中症対策強化のため、令和5（2023）年4月に「気候変動適応法」が改正、「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、市町村は指定遮熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、熱中症警戒アラートを受けて開放することなどが定められました。

●エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画の改定

令和5（2023）年の「グローバル・ストックテイク（GST）」の結果を踏まえた「パリ協定」次期NDCの提出に向けて、NDC達成に向けた総合的な実施計画である「地球温暖化対策計画」と日本のエネルギー政策を中長期的に示す「エネルギー基本計画」の見直しが行われており、令和6（2024）年度内に策定される見込みです。

また、これらの内容を踏まえて、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の同時実現に向けた「GX2040ビジョン」が策定される予定となっています。

(3) 気候変動対策についての埼玉県の動向

●埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）

埼玉県では、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度を計画期間とした「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定し、「目標設定型排出量取引制度」や「エコライフDAY・WEEK」等によって、事業者、県民とともに温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

地球温暖化の影響の深刻化や、国際社会や国等において脱炭素社会の実現に向けた動きが更に加速したことを受けて、令和5（2023）年3月に計画を改正し、令和32（2050）年の目指すべき将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げ、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成25（2013）年度比46%削減に引き上げました。

また、地球温暖化対策推進法第21条第6項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準として、「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準（基準の対象：再生可能エネルギー発電設備（太陽光）」が策定されています。市町村は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、国が環境省令で定める基準及び本基準に基づき、促進区域を設定することとされています。

●事業者・県民に向けた脱炭素社会（カーボンニュートラル）実現に向けた取組

埼玉県では、中小企業等向け無料省エネ診断やCO₂排出量（エネルギー使用量）削減につながる設備更新等への助成（補助、制度融資）、埼玉県森林CO₂吸収量認証制度など事業所の取組に対する支援や、家庭の省エネ相談会、省エネ・再エネ活用設備や電気自動車等への補助など家庭の取組に対する支援が実施されています。

このような事業者や県民向けの支援策や国の支援策制度などをまとめた「埼玉カーボンニュートラルポータルサイト」を作成し、啓発が行われています。

◆埼玉カーボンニュートラルポータルサイトにおける紹介内容◆

事業者向け

中小企業者向け カーボンニュートラル ・省エネ支援制度	地球温暖化対策 計画制度	目標設定型 排出量取引制度	企業等における省エ ネ・再エネ活用設備導 入補助金	
身近なみどり 民間施設緑化事業	設備投資促進資金	埼玉県 森林CO ₂ 吸収量 認証制度	埼玉県 環境SDGs取組宣言 企業制度	企業・団体の 参加による 森林づくり
環境保全に関する 共同研究等の支援	先端産業に関する 総合相談	埼玉県次世代 ものづくり技術活用 製品開発費補助金	彩の国埼玉環境大賞	

県民向け

エコライフDAY &WEEK埼玉	彩の国家庭の 省エネ応援ページ	家電製品省エネ 情報提供制度	家庭における省エネ・ 再エネ活用設備導入 補助金	彩の国埼玉環境大賞
埼玉県電気自動車等 導入費補助金事業				

資料：埼玉カーボンニュートラルポータルサイト（埼玉県）

●第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

埼玉県では、平成27（2015）年度に策定した「第2期ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン（埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の計画期間が令和2（2020）年度で終了したため、令和3（2021）年3月に「第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しています。令和3（2021）年度には、国際社会や国等において脱炭素社会の実現に向けた動きがさらに加速したことから、令和4（2022）年3月に「第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、令和12（2030）年度における県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を、平成25（2013）年度比46%以上削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦するとして、削減目標の引き上げ等の見直しを行っています。

また、令和7（2025）年度を中間目標におき、令和7（2025）年度に平成25（2013）年度比で31%削減するとともに、個別指標を設定しています。

◆第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の個別目標◆

主な取組	指標	目標値
①全員参加のPDC Aサイクルによる 省エネ活動	CO ₂ 排出量面積原単位（施設単位）	R2(2020)年度～R7(2025)年度 までの年平均で1%以上削減 (R元(2019)年度実績から)
	[主な達成手段] ・埼玉県カーボン・マネジメントシステムによる進捗管理	
②EV・PHVなど 電動車の率先導入	電動車の率先導入	導入割合100% (R2(2020)年度実績 68%)
	[主な達成手段] ・県公用車更新時における電動車の率先導入	
③施設の改修・更新 等における高効率 設備・機器の導入 促進	高効率設備・機器の導入によるCO ₂ 削減量	R7(2025)年度までに△2.5 万t(CO ₂ 換算) (R元(2019)年度実績から)
	[主な達成手段] ・LEDなどの高効率照明の導入 ・県有施設のエコオフィス化の推進 ・さいたま新都心地域冷暖房の利用による削減 ・下水処理場における廃熱発電機能付の新型焼却炉の導入 ・浄水場におけるプロキユレータ電動機の小容量化 ・学校での高効率空調機器の導入及び空調システムの変更	

資料：第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

3) 資源循環対策

(1) 資源循環対策についての国際的な動向

●海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する条約

プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題を引き起こしており、国際的な条約締結に向けた動きが活発化しています。

リサイクルできずに海洋投棄されるプラスチックごみ問題の顕在化を受けて、有害廃棄物の越境移動による環境汚染などを防ぐことを目的とする「バーゼル条約」において、「有害でないが汚れているプラスチックごみ」が令和元（2019）年の第14回締約国会議で規制対象物質に追加され、令和3（2021）年から発効されています。

令和元（2019）年6月の「G20大阪サミット」にて令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。令和5（2023）年5月の「G7広島サミット」では、令和22（2040）年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心的な目標が合意されています。

令和4（2022）年2月から3月にかけて開催された「第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）」において、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会(INC)を立ち上げる決議が採択され、条約の策定に係る作業を令和6（2024）年度末までに完了することが予定されています。

(2) 資源循環対策についての国内の動向

●第五次循環型社会形成推進基本計画

気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決する、循環経済への移行に向けた国家戦略として、令和6（2024）年8月に閣議決定されました。

ネット・ゼロやネイチャーポジティブの実現とも両立する形で循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化や産業に必要な資源の安定供給につなげる『循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり』など5つの柱（重点分野）を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12（2030）年度を目標年次として、循環型社会の全体像に関する指標と、5つの柱（重点分野）別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」が設定されています。

◆第五次循環型社会形成推進基本計画の5つの柱（重点分野）◆

5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの
構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

資料：第五次循環型社会形成推進基本計画（概要）（環境省）

●資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の制定 (再資源化事業等高度化法)

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、「再資源化事業等高度化法」が令和6(2024)年5月に成立・公布されました。

ネット・ゼロのみならず、経済安全保障(資源の安定供給の確保)や地方創生など社会的課題の解決への貢献や、再生材の質と量の確保を通じた資源循環の産業競争力の強化の重要性を背景に、製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給(安定供給)されるよう、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指すために新たに制定されました。

主な措置として、国による基本方針の策定、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定・公表、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表と製造業者等とのマッチング機会の創出、先進的な再資源化事業等の高度化の取組みの認定制度創設と認定事業者への廃棄物処理法の特例措置などにより、再資源化の促進と再資源化事業等の高度化を促進し、全体的な底上げを図っていくものとなっています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和元(2019)年5月に、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた「プラスチック資源循環戦略」が策定されています。

令和3(2021)年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」)が成立し、令和4(2022)年4月に施行されました。

本法律により市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の仕組みが整備されました。市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民に周知するよう努めなければならない、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて以下の2つの方法で再商品化することが可能となりました。

- (1) 容器包装リサイクル法に規定する指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)に委託し、再商品化を行う方法
- (2) 市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法

令和6(2024)年5月までに、16自治体が再商品化計画の認定を受け、再商品化事業者と連携してプラスチックごみの再商品化を行っています。

また、製造・販売事業者等においても自主回収・再資源化可能となる制度が整備されています。

資料：再商品化計画認定自治体一覧(環境省)

●食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」）が令和元（2019）年5月に制定され、施行されています。

また、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元（2019）年7月12日公表）において、『家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減する』との目標が定められており、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2（2020）年3月31日に閣議決定）では、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進することとなっています。

食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取組を実施しています。

日本では令和4（2022）年度に、約472万トンの食品ロスが発生したと推計されており、このうち家庭から発生する家庭系食品ロス量は236万トン（前年度比▲8万トン）、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は236万トン（前年度比▲43万トン）で、事業系食品ロス量については、2030年度までに2000年度比で半減（547万トン→273万トン）するという削減目標が達成されています。

資料：食品ロス量（令和4年度推計値）（農林水産省）

(3) 資源循環対策についての埼玉県の動向

●第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）

埼玉県では、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間として、食品ロス削減推進法第12条の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を兼ねた「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しており、「第4次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」等の国の目標に合わせて、①1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、②事業系ごみ排出量、③1人1日当たりの一般廃棄物最終処分量、④一般廃棄物再生利用率、⑤産業廃棄物最終処分量、⑥食品ロス量について、令和7（2025）年度までの目標値が設定されています。

●サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進

埼玉県では、令和5（2023）年3月の経済産業省による「成長志向型の資源自律経済戦略」の策定など国のサーキュラーエコノミーの施策を踏まえ、資源の循環利用と県内産業の成長のため、県民への普及啓発、企業へのマッチング等の支援、サーキュラーエコノミー型ビジネスのリーディングモデルの構築の3つの方向性でサーキュラーエコノミーを推進しています。

埼玉スタジアム2002での実証実験や啓発事業、県内企業への支援を目的とした「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」の開設、県内中小企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスの創出に係る経費を助成する補助制度の新設などのほか、サーキュラーエコノミーに取り組む事業者、市町村、消費者団体等で構成する「埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会」を、令和6（2024）年6月に設置しています。

また、主に県内で発生した循環資源を利用し、安全性や品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を埼玉県知事が認定し、広報等を行うことにより、リサイクル製品の利用を促進する制度として、平成24（2012）年度に「彩の国リサイクル製品認定制度」を創設しており、令和5（2023）年度末時点で28製品が認定されています。

●食品ロス削減の取組

埼玉県では、食品ロスをできるだけ出さないライフスタイルを実践する「食べきりスタイル（Style）」、食べ残しの多い宴会で締めの前15分間で残った食事を食べきる「食べきりタイム（Time）」、外食店舗で小盛りの設定や食材使い切りレシピなどで食品ロスを減らす「食べきりメニュー（Menu）」の3つの取組で、食品ロスを徹底的に減らす「食べきり SaiTaMa 大作戦」を展開しています。また、食品ロスや食品廃棄物を減らす取組を実施する事業者を募集し、「彩の国エコぐるめ協力店」として登録した事業所には登録証を贈呈しています。

県内全域8事業者のほか、市内では3事業者が登録されています。

4) 自然共生・生物多様性の確保

(1) 自然共生・生物多様性の確保についての国際的な動向

●昆明・モンリオール生物多様性枠組

令和4年(2022)12月にカナダ・モンリオールで開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)第2部」において、愛知目標の後継となる新たな生物多様性の世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

枠組のなかには、2050年ビジョン『自然と共生する世界』とビジョン達成のための4つの2050年ゴール、その達成のための2030年ミッション『自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる』と、2030年ミッション達成のための23の2030年ターゲット(世界目標)が盛り込まれています。2030年ミッションは、『ネイチャーポジティブ』の考え方となっており、実質的に国際目標として掲げられる形となりました。

2030年ターゲットには、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保護地域とOECD(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)で保全・管理する「30 by 30目標」や、劣化した生態系の30%の回復、外来種の導入率・定着率の50%以上削減、農薬・化学物質によるリスクの半減など具体的な数値目標のほか、自然を活用した解決策(NbS)、ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進などがあげられています。

◆ネイチャーポジティブ◆

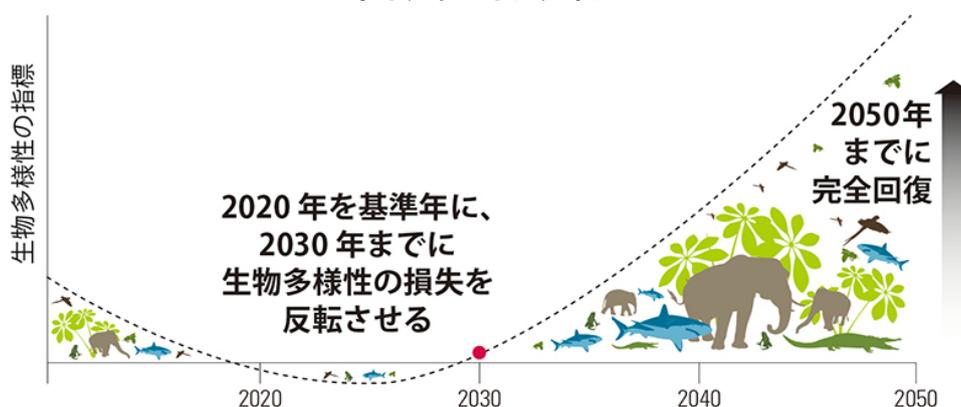


図7 2030年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標
出典：Locke et al.,2021¹²

資料：「生きている地球レポート2022」(WWF ジャパン)

(2) 自然共生・生物多様性の確保についての国内の動向

●生物多様性国家戦略と30 by 30

新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、令和12(2030)年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

2030年ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、生物多様性の損失と気候危機の「2つの危機」への対応、30by30目標の達成等の取組による生態系の健全性の回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するための5つの基本戦略と「30 by 30 目標」を含めた15の状態目標、25の行動目標が示されました。

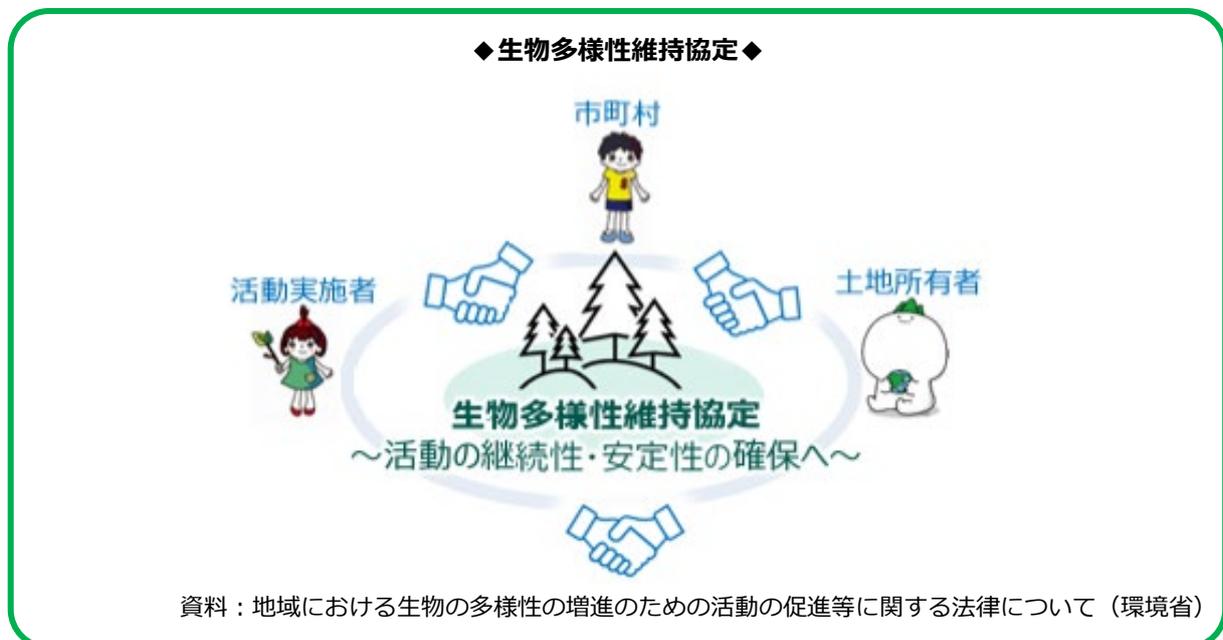
なお、「30 by 30 目標」の達成に向けて、「30 by 30 ロードマップ」が令和4(2022)年4月に策定され、自然保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を「自然共生サイト」に認定する制度が創設されています。

●地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 (生物多様性増進活動促進法)の制定

ネイチャーポジティブの実現に向け、企業や自治体等による地域における生物多様性の増進(生物多様性を維持し、回復し、又は創出すること)のための活動を促進するため、計画認定制度や協定制度等を定める「生物多様性増進活動促進法」が令和6(2024)年4月に公布され、令和7(2025)年4月に施行予定です。

新たに創設された「増進活動実施計画等の認定制度」では、企業等の取組のほか、市町村が地域の多様な主体と連携して行う活動も対象となっており、認定を受けた市町村は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できることとなっています。

令和6(2024)年12月に「増進活動実施計画等の認定制度」等に係る規定を定めた施行規則と規定に基づく「地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針」が公布されました。



●都市緑地法等の一部を改正する法律

気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が令和6（2024）年5月に公布されました。都市における緑地の質・量両面での確保や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するための地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みを構築するものとなっています。

本法律に基づき、国は新たに「緑の基本方針」を策定し、都道府県は「緑の広域計画」を策定することとなるほか、都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」が位置付けられることとなります。また、緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備（皆伐・択伐等）が「機能維持増進事業」として位置付けられ、緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設、民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度と都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業に係る認定制度が創設されます。

（3）自然共生・生物多様性の確保についての埼玉県の動向

●埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和6）～2031（令和13）年度）

埼玉県では、生物多様性基本法第13条第1項に基づき、県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として「埼玉県生物多様性保全戦略（県戦略）」を定めており、国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されたことを踏まえ、戦略の改定が行われています。

目指す将来像として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられ、「ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの3つの課題の同時解決」、「県、市町村、企業、NPO等、県民の連携・協働」、「ネイチャーポジティブ経済の推進」、「埼玉版SDGsの達成」の観点を踏まえて、2つの横断的・基盤的戦略（生態系の健全性の回復と基盤整備）と4つの生態系エリア別戦略（森林、里地里山、水域、都市）が示されました。

また、効果的な推進のため、多様な主体と協働し地域における生物多様性保全活動の促進を図る「地域連携保全活動支援センター」の機能とともに、生物多様性保全に関する情報の収集・管理・発信、調査研究、教育・普及啓発に一体的に取り組む拠点として、令和4（2022）年4月に埼玉県環境科学国際センター内に「埼玉県生物多様性センター」を設置しています。

●生物多様性保全活動の取組

埼玉県には多くの種類の野生生物が生育・生息しており、この豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、多くの人たちが身近な場所で保全活動の取組に参加し、活動の輪を広げていくことを目的とした「埼玉県生物多様性保全活動登録団体」の登録制度を設けています。市内では、「NPO法人荒川の自然を守る会」、「原市みどりの再生ボランティア会」、「原市沼を愛する会」、「上尾市の自然を守る教職員の会」、「鴨川の生き物を記録する会」、「特定非営利活動法人自然環境観察会」が登録されています。

また、令和3（2021）年には、河川の清掃や環境学習などに取り組む団体を支援する「川の国応援団」の取組を個人や企業のサポーターも含めた「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」として拡大しています。

◆埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和6）～2031（令和13）年度）指標一覧◆

No.	指標名	現状値	目標値 ^注	備考
1	県内「自然共生サイト」の認定数	—	12件 (2023～2026年度の累計)	Ⅱ-1 ア OECM
2	希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数	—	10か所 (2022～2026年度の累計)	Ⅱ-1 イ 希少
3	県内における特定外来生物に関するリストの作成・見直し	—	1回/年 (2026年度)	Ⅱ-1 ウ 外来生物
4	ニホンジカ個体数	8,900頭 (2011年度)	4,450頭 (2026年度)	Ⅱ-1 エ 野生鳥獣
5	イノシシ個体数	3,080頭 (2011年度)	1,540頭 (2026年度)	Ⅱ-1 エ 野生鳥獣
6	環境保全型農業直接支払制度の実施面積	220ha (2022年度)	322ha (2026年度)	Ⅱ-1 オ 農業
7	埼玉県生物多様性情報プラットフォームへのアクセス数	—	20,000回 (2023～2026年度の累計)	Ⅱ-2 ア 情報
8	環境科学国際センター利用者数（累計）	977,031人 (2020年度)	1,246,000人 (2026年度)	Ⅱ-2 ア 情報
9	県民調査報告件数	—	5,000件 (2023～2026年度の累計)	Ⅱ-2 イ 保全活動
10	生物多様性地域戦略策定市町村の割合	15.9%（10市町） (2022年度)	22%（14市町村） (2026年度)	Ⅱ-2 イ 保全活動
11	生物多様性の認知度	67.7% (2020年度)	75.0%以上 (2026年度)	Ⅱ-2 ウ 普及啓発
12	環境科学国際センター利用者数（累計）【再掲】	977,031人 (2020年度)	1,246,000人 (2026年度)	Ⅱ-2 ウ 普及啓発
13	自然ふれあい施設の利用者数	130,240人 (2022年度)	157,500人 (2026年度)	Ⅱ-2 ウ 普及啓発
14	トラスト保全地での自然観察会の年間参加者数	314人 (2022年度)	440人 (2026年度)	Ⅱ-2 ウ 普及啓発
15	「みどりと生き物」の学習コンテンツの利用状況（累計）	3,557回 (2022年度)	10,000回 (2026年度)	Ⅱ-2 ウ 普及啓発
16	環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数（累計）	188者 (2020年度末)	248者 (2026年度末)	Ⅱ-2 ウ 普及啓発
17	森林の整備面積	—	12,500ha (2022～2026年度の累計)	Ⅲ-1 ア 森林
18	緑の保全面積	557ha (2020年度)	569ha (2026年度)	Ⅲ-2 イ 里地里山
19	SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数（累計）	0人 (2020年度末)	24,000人 (2026年度末)	Ⅲ-3 ア 水域
20	身近な緑の創出面積	—	250ha (2022～2026年度の累計)	Ⅲ-4 ア 都市
21	緑の保全面積【再掲】	557ha (2020年度)	569ha (2026年度)	Ⅲ-4 ウ 都市

注)「埼玉県5か年計画（令和4年度～令和8年度）」及び「埼玉県環境基本計画（令和4年度～令和8年度）」の終期を踏まえ、目標年度は2026（令和8）年度とする。

5) 生活環境の保全・環境リスク管理

●有機フッ素化合物（PFAS）に対する対応

有機フッ素化合物（PFAS）は、自然界で分解されにくく、人体や環境中に長く残るため「フォーエバー・ケミカル（永遠の化学物質）」とも呼ばれ、工場排水などから土壌を汚染し、地下水や河川水に浸透することで水道水にも含まれる可能性があります。一部の PFAS には発がん性や子どもの成長への影響など有害性が指摘されており、長期間体内に蓄積することで健康被害が懸念されています。

日本では PFAS のうち、PFOS や PFOA が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）で「第一種特定化学物質」として規制されていることから、水道水には暫定目標値 50ng/L が設定され、地方自治体による水質モニタリングが進められています。

近年、国の目標値を超える値が相次いで検出されており、目標値の引き上げと法的基準化、影響の把握や水質改善のための技術支援など、対応に向けた検討が国において進められています。

6) 環境教育・環境学習

●環境教育等の促進に関する基本的な方針の変更

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（環境教育等の促進に関する基本的な方針）が変更され、令和 6（2024）年 5 月に閣議決定されました。

2050 年カーボンニュートラルの実現をはじめとした公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくため、①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性を示したものとなっています。

主な変更点として以下があげられています。

- ・環境教育の目的として、気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支え促すこと。
- ・環境教育で特に重視すべき方法として、体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びや ICT を活用した学びの実践を、学校、地域、企業等の様々な場で推進すること。
- ・学校内外での対話と協働による学びの推進に向けた、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図ること。
- ・これらを推進する具体的な方策の一つとして、中間支援組織の強化等を掲げ、ESD 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）及び地方環境パートナーシップオフィス（EPO）等の既存の中間支援組織の活用を図ること。

1-2. 上尾市の地域・環境特性

1) 社会特性

(1) 位置・地勢

市は埼玉県南東部に位置し、東西に10.48km、南北に9.32km、面積は45.51km²の広がりを持っています。隣接市町として東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と接しています。

地勢としては起伏の少ない平坦な地形であり、市の西境に荒川、東境に綾瀬川、中心部に鴨川と芝川が平行して流れています。海拔は概ね15.4m、最も高い場所で約20m、低い場所で約9mとなっています。

地質は関東ローム層で、農耕に適した関東平野が広がっています。水辺の自然環境や市の周辺部の雑木林など豊かな自然環境を有していますが、近年、都市化の進行により宅地が増加し、農地や緑地は減少傾向にあります。

◆上尾市の位置◆

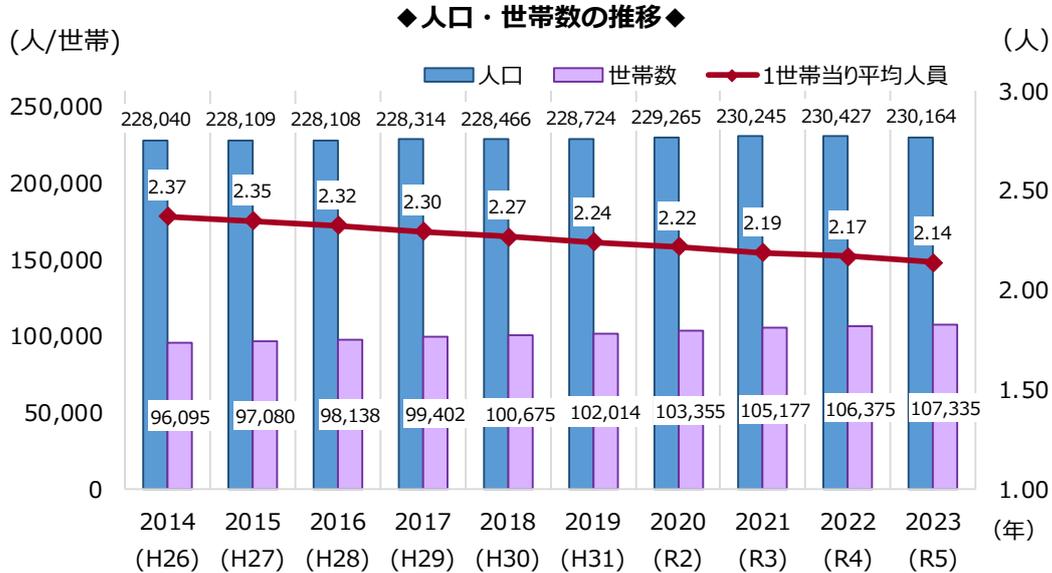


資料：第6次上尾市総合計画

(2) 人口

●人口・世帯数

令和 5 (2023) 年 10 月 1 日時点で、人口は 230,164 人、世帯数は 107,335 世帯となっており、人口は令和 4 (2022) 年をピークに減少傾向に転じ、世帯数は増加傾向です。1 世帯当り平均人員は、平成 26 (2014) 年の 2.37 人から 2.14 人へと減少しており、核家族化の進行や単身世帯の増加がうかがわれます。

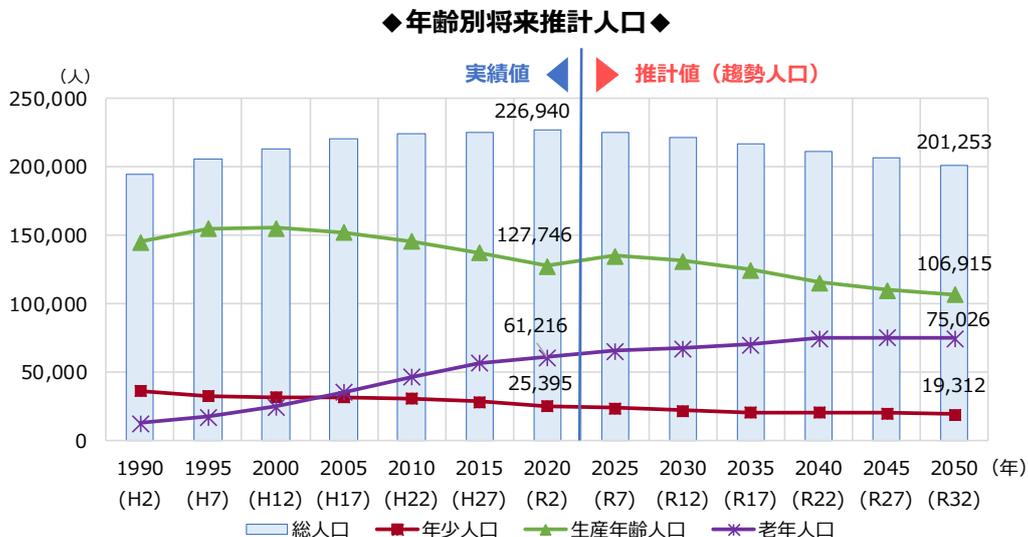


※各年10月1日現在。外国人を含む。

資料：統計あげお 令和 5 年版

●年齢別将来推計人口

令和 2 (2020) 年に対し、令和 32 (2050) 年には総人口で 11.3%、生産年齢人口 16.3%、年少人口 24.0%減少すると推計され、老年人口は 22.6%増加し、総人口の 4 割近くを占めることになると推計されています。



※各年10月1日現在 (2020年まで)

2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ (2018年3月公表) に基づく推計値
総人口には年齢不詳が含まれているため、各年代の合計値と合わない場合があります。

資料：総務省『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口 (令和 5 (2023) 年推計)』

(3) 産業

●事業所数・従業者数

令和3(2021)年の事業所総数は、全産業で6,043所、従業者数は67,522人であり、全産業のうち、事業所数・従業者数が最も多いのは「卸売業、小売業」で、次いで「医療、福祉」となっています。

平成28(2016)年と比較すると、「農業、林業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業」が事業所数・従業者数ともに増えています。

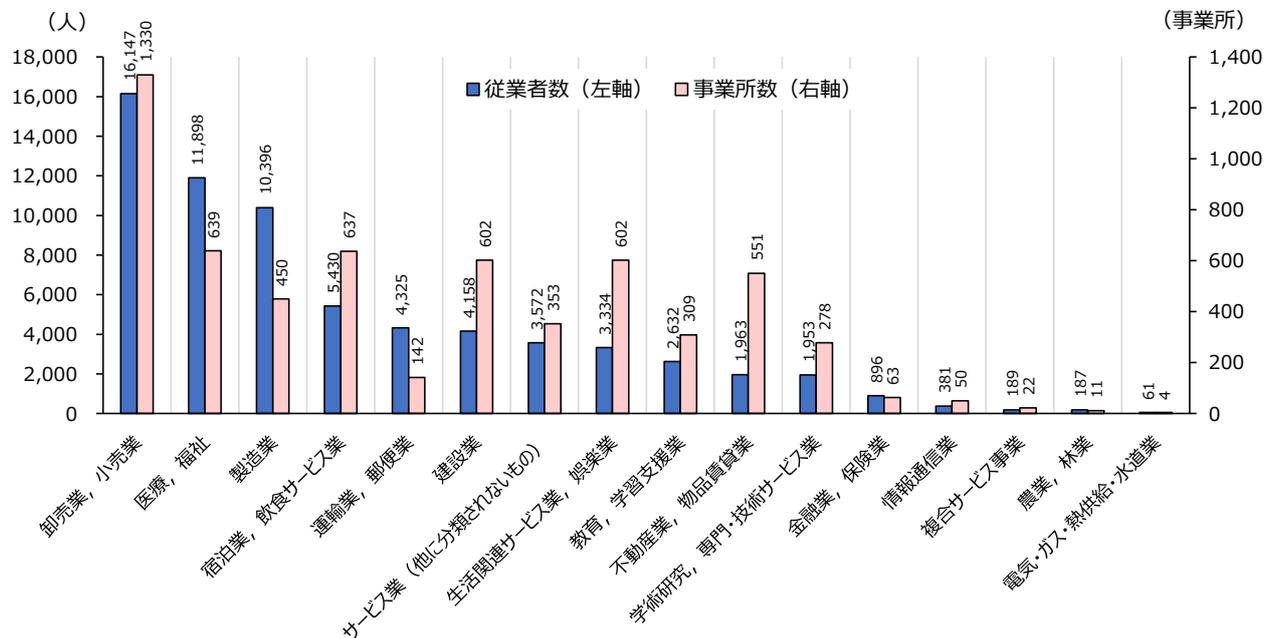
◆産業別事業所数・従業者数◆

産業分類	2016(平成28)年				2021(令和3)年				増減数	
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数		事業所数	従業者数
	所	%	人	%	所	%	人	%		
総数	6,292	100.0	67,915	100.0	6,043	100.0	67,522	100.0	-249	-393
第1次産業	9	0.1	170	0.3	11	0.2	187	0.3	2	17
A 農業、林業	9	0.1	170	0.3	11	0.2	187	0.3	2	17
第2次産業	1,142	18.2	14,342	21.1	1,052	17.4	14,554	21.6	-90	212
D 建設業	615	9.8	4,179	6.2	602	10.0	4,158	6.2	-13	-21
E 製造業	527	8.4	10,163	15.0	450	7.4	10,396	15.4	-77	233
第3次産業	5,141	81.7	53,403	78.6	4,980	82.4	52,781	78.2	-161	-622
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.0	110	0.2	4	0.1	61	0.1	2	-49
G 情報通信業	33	0.5	284	0.4	50	0.8	381	0.6	17	97
H 運輸業、郵便業	138	2.2	5,136	7.6	142	2.3	4,325	6.4	4	-811
I 卸売業、小売業	1,393	22.1	17,058	25.1	1,330	22.0	16,147	23.9	-63	-911
J 金融業、保険業	70	1.1	962	1.4	63	1.0	896	1.3	-7	-66
K 不動産業、物品賃貸業	552	8.8	1,963	2.9	551	9.1	1,963	2.9	-1	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	253	4.0	1,654	2.4	278	4.6	1,953	2.9	25	299
M 宿泊業、飲食サービス業	754	12.0	6,342	9.3	637	10.5	5,430	8.0	-117	-912
N 生活関連サービス業、娯楽業	688	10.9	3,673	5.4	602	10.0	3,334	4.9	-86	-339
O 教育、学習支援業	327	5.2	3,057	4.5	309	5.1	2,632	3.9	-18	-425
P 医療、福祉	583	9.3	9,610	14.2	639	10.6	11,898	17.6	56	2,288
Q 複合サービス事業	20	0.3	261	0.4	22	0.4	189	0.3	2	-72
R サービス業(他に分類されないもの)	328	5.2	3,293	4.8	353	5.8	3,572	5.3	25	279

※公務を除く。上尾市にない産業分類は表示していません。

資料：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

◆産業大分類別に見た事業所数と従業者数◆



資料：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

●企業数・事業所数・従業者数の推移

令和3（2021）年の企業数は4,160社で平成24（2012）年より12%減少、事業所数と従業員数は平成24（2012）年から平成26（2014）年にかけて増加後減少傾向となっています。

◆企業数・事業所数・従業者数の推移◆

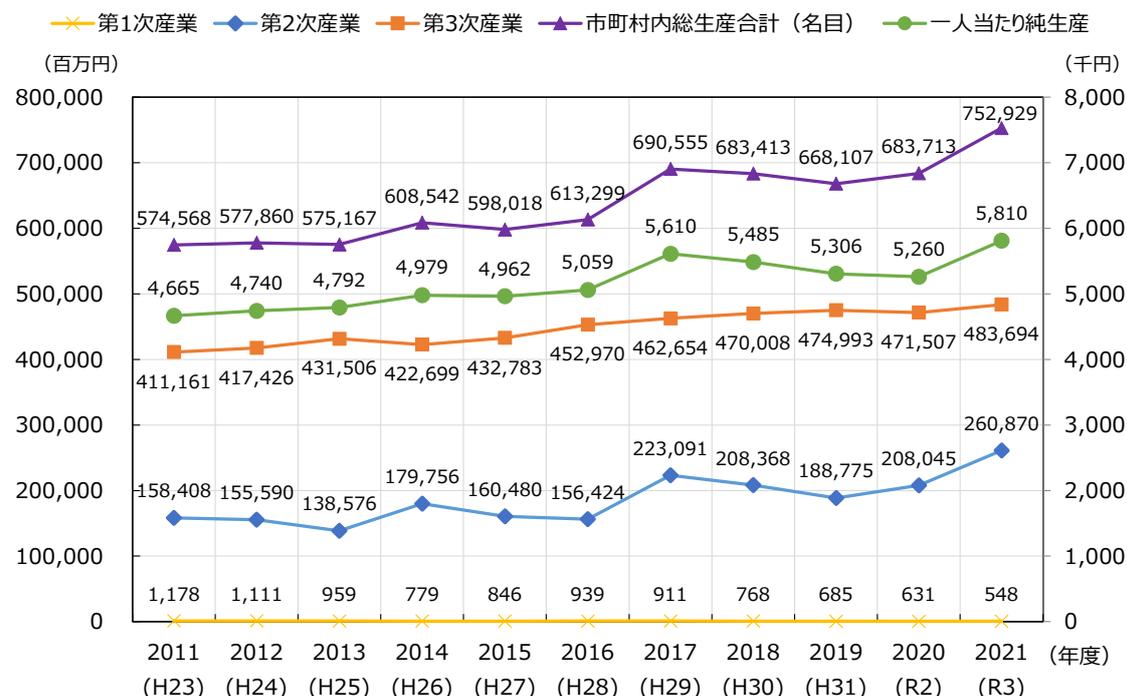


資料：総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工
 【注記】企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。従業者数は事業所単位の数値

●市町村内総生産

市町村内総生産は、市町村内で1年間に生み出された付加価値の合計のことで国内総生産（GDP）の市町村分にあたります。令和3（2021）年度の市町村内総生産合計は752,929百万円、一人当たり純生産は5,810千円で、平成23（2011）年度と比較してそれぞれ31%、25%の増加となっています。

◆市町村民経済計算の推移◆



※産業分類別は税等控除前のため、総生産合計と合致しません。

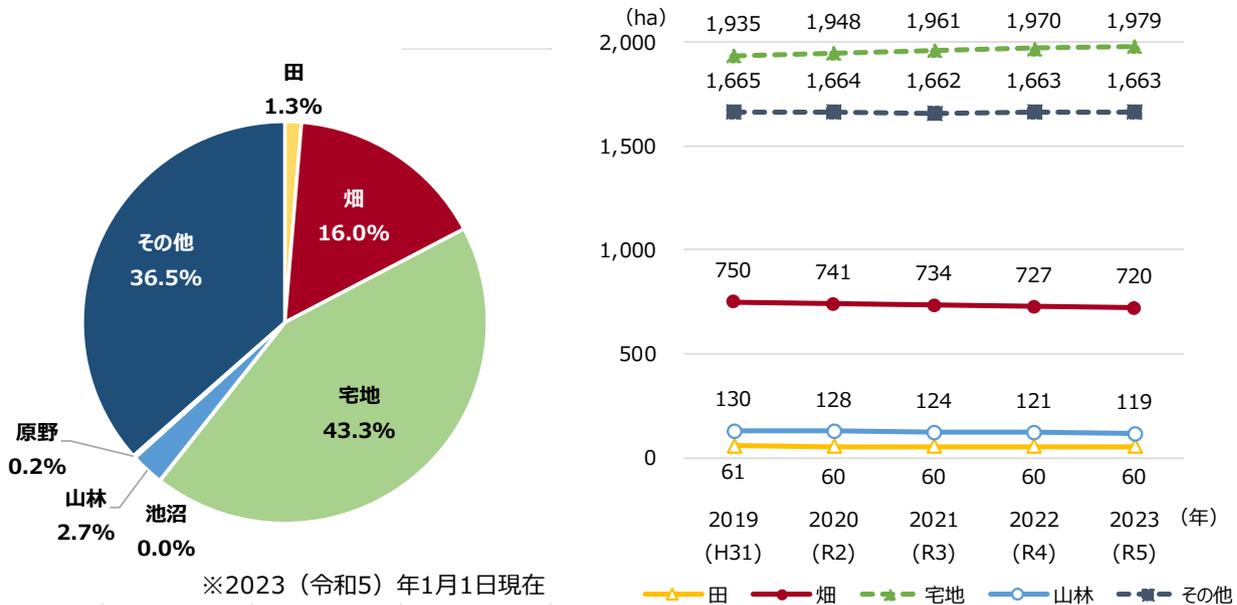
資料：埼玉縣市町村民経済計算（2021年度（令和3年度））

(4) 土地利用

地目別の土地利用状況は、「宅地」が43.3%と最も多く、次いで「その他」36.5%、「畑」16.0%となっています。近年、畑や山林は減少傾向にあり、宅地は増加傾向にあります。

都市計画における市街化区域は2,528ha(55.5%)、市街化調整区域は2,023ha(44.5%)で、用途地域別の指定面積の構成割合では、住居系地域が78.3%、商業系地域が3.0%、工業系地域が18.7%となっています。

◆地目別土地利用面積◆



※各年1月1日現在

資料：統計あげお 令和5年版

◆用途地域別指定面積◆

土地利用の種類	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	4,551.0	100.0
市街化区域	2,528.0	55.5
市街化調整区域	2,023.0	44.5
用途地域	2,502.4	100.0
第一種低層住居専用地域	861.0	34.4
第二種低層住居専用地域	17.4	0.7
第一種中高層住居専用地域	264.2	10.5
第二種中高層住居専用地域	52.8	2.1
第一種住居地域	371.8	14.8
第二種住居地域	305.4	12.2
準住居地域	91.1	3.6
住居系地域 計	1,963.7	78.3
近隣商業地域	31.3	1.3
商業地域	42.3	1.7
商業系地域 計	73.6	3.0
準工業地域	219.0	8.8
工業地域	219.7	8.8
工業専用地域	26.4	1.1
工業系地域 計	465.1	18.7

※2024 (令和6) 年3月31日現在

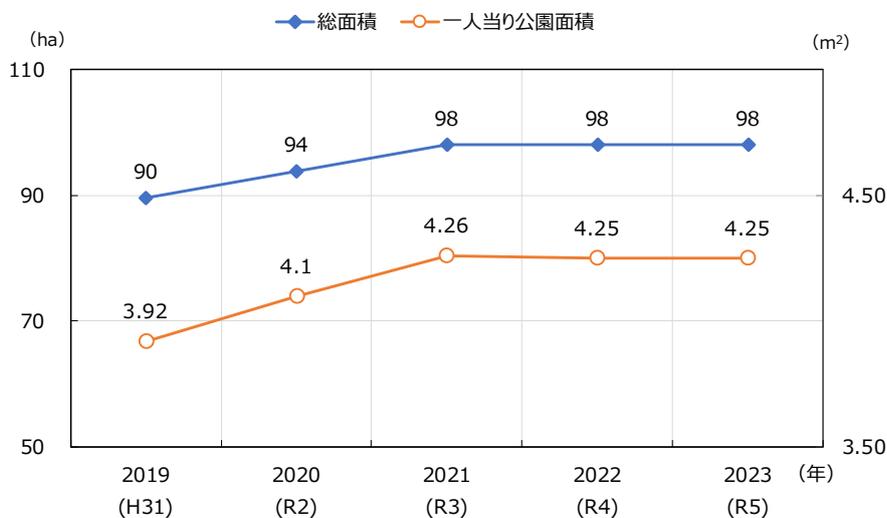
資料：統計あげお 令和5年版

(5) 公園・都市緑地

令和5(2023)年4月1日時点の開設済みの公園・都市緑地は、合計146箇所、98haとなっており、令和3(2021)年以降変化はありません。

一人当たり公園面積は4.25 m²で、埼玉県全域の7.22 m²/人(令和5(2023)年3月末時点)を下回っています。

◆公園面積◆



各年4月1日現在

資料：統計あげお 令和5年版

◆都市公園総括表◆

種類	都市計画決定公園		開設公園		内容	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
基幹公園	住区基幹公園					
	街区公園	61	13.01	135	17.16	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積0.25haを標準とする。
	近隣公園	4	7.00	5	7.87	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積2haを標準とする。
	地区公園	1	5.00	2	7.93	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積4haを標準とする。
	都市基幹公園					
	総合公園	2	39.60	2	26.99	都市住民全般の休息、観賞、散歩、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準とする。
	運動公園	1	39.20	1	37.10	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準とする。
	都市緑地	1	0.90	1	0.9	
	合計	70	104.71	146	97.95	
	一人当たり公園面積	4.55 m ²		4.25 m ²		上尾市都市公園条例第2条で規定された標準面積 市町村内 10 m ² /人 市街地内 5 m ² /人

2023(令和5)年4月1日現在

資料：統計あげお 令和5年版、市提供資料

(6) 交通

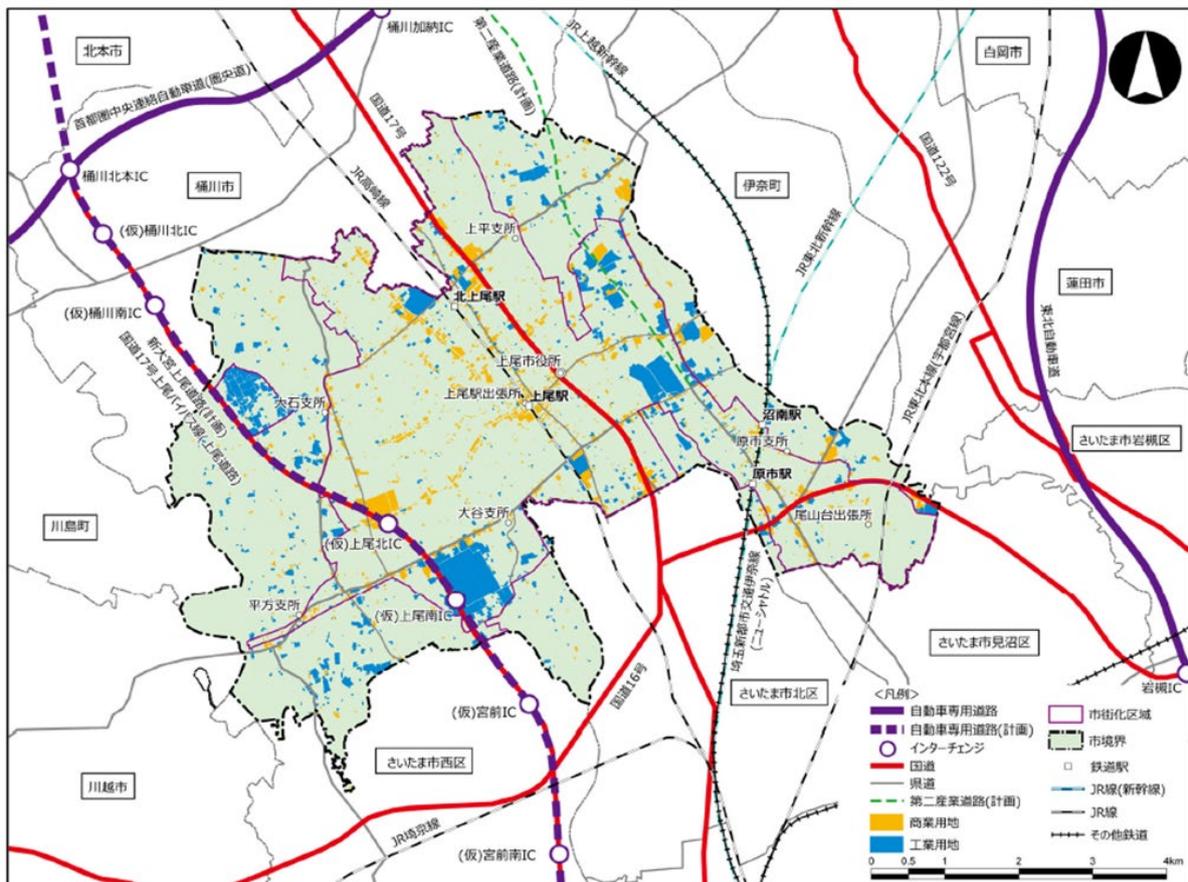
●道路交通

市内には、南に国道16号が、南北には国道17号線が縦断しており、平成28(2016)年4月に国道17号上尾バイパス線(上尾道路)が開通したほか、高速埼玉中央道路(新大宮上尾道路)延伸の具体化が進んでいます。また、(仮称)上尾南インターチェンジ・(仮称)上尾北インターチェンジの設置構想や、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)への直結などが予定されており、広域的な高速交通体系に組み込まれることで、今以上に交通利便性が高まることが期待されています。

市内の自動車登録台数は増加傾向で、特に軽自動車の増加が顕著です。令和5(2023)年4月1日現在で、自動車登録台数、軽自動車登録台数はそれぞれ77,935台、55,872台、合計で133,807台となっています。

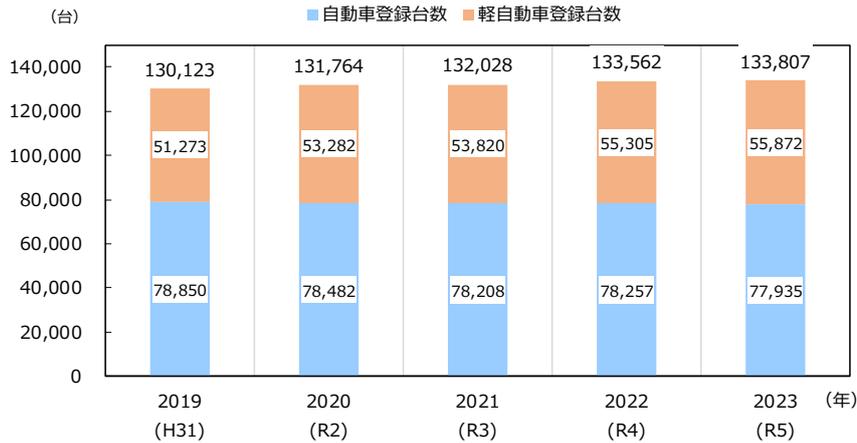
資料：上尾市都市計画マスタープラン2020、統計あげお令和5年版

◆広域道路ネットワーク図◆



資料：上尾市都市計画マスタープラン2020

◆自動車登録台数の推移◆



※各年4月1日現在

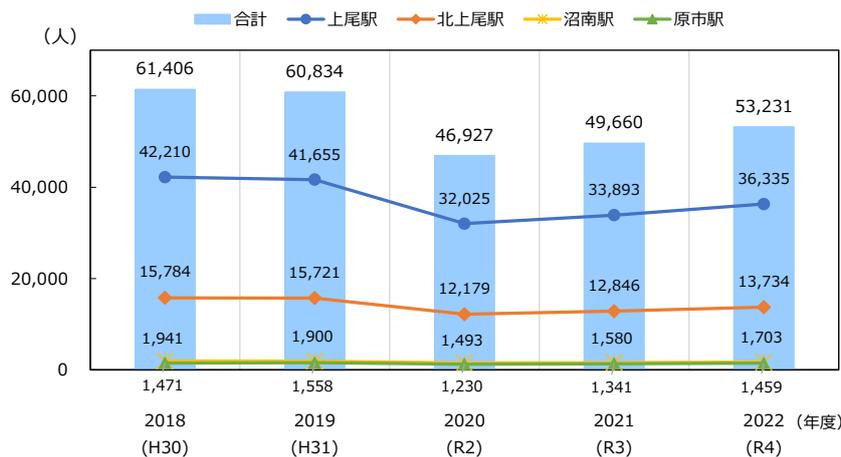
資料：統計あげお 令和5年版

●鉄道・バス

市内には JR 線の上尾駅、北上尾駅、ニューシャトルの原市駅、沼南駅の鉄道駅が4カ所あり、令和4(2022)年度における1日の平均乗車人員は、約5万3千人となっており、新型コロナウイルス感染症拡大前の例年における約6万人に少しずつ近づいています。

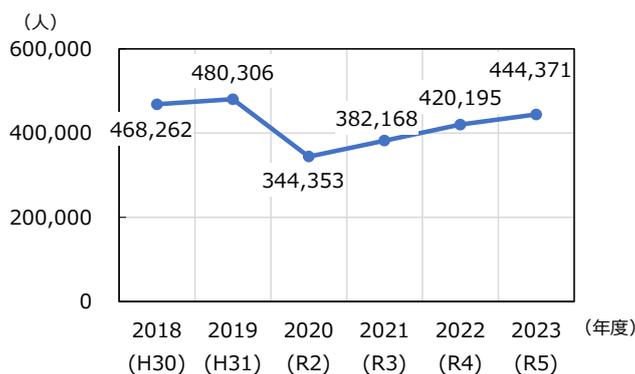
令和4(2022)年度の路線バスにおける1日平均乗車人員は約2万2千人となっています。コミュニティバス「ぐるっとくん」については、令和5(2023)年度は総乗客数が約44万4千人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成31(2019)年度の約48万人に戻りつつあります。

◆駅の1日平均乗車人員の推移◆



資料：統計あげお 令和5年版

◆市内循環バス“ぐるっとくん”の乗客数の推移◆



(7) 住宅

資料：統計あげお 令和3年版、令和5年版

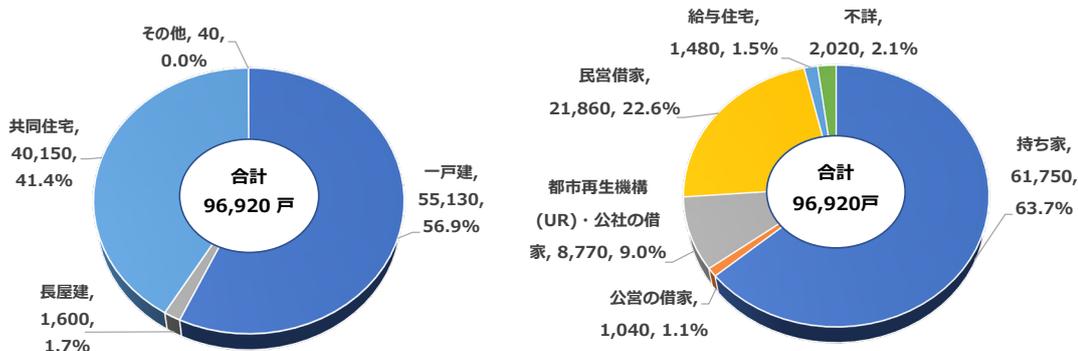
●住宅戸数・所有状況

住宅戸数は、令和5(2023)年時点で96,920戸となっており、うち一戸建てが全体の56.9%、共同住宅が41.4%を占めています。住宅の所有状況は、持ち家が全体の63.7%、次いで民営借家が22.6%となっています。

建物の新築着工件数は、約1,200件から約1,300件の間で推移しています。

資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省）、建築着工統計調査（国土交通省）

◆住宅戸数・所有状況◆



資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省）

●省エネルギー設備等の導入状況

省エネルギー設備等の導入状況は、令和5(2023)年時点で太陽熱利用設備が専用住宅の2.5%、太陽光発電設備が5.3%、二重以上のサッシまたは複層ガラスの窓が31.6%となっています。太陽熱利用設備と太陽光発電設備は持ち家一戸建ての導入率が高くなっています。

住宅の建築の時期別でみると、令和3(2021)年以降に建てられた建物において導入率が大幅に上昇しています。

◆省エネルギー設備等の導入状況（住宅の建て方別）◆

住宅の所有状況	住宅の建て方	住宅総数 (戸)	太陽熱を利用した温水機器等		太陽光を利用した発電機器		二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓	
			導入戸数 (戸)	建て方別導入率 (%)	導入戸数 (戸)	建て方別導入率 (%)	導入戸数 (戸)	建て方別導入率 (%)
専用住宅	総数	96,920	2,380	2.5%	5,120	5.3%	30,610	31.6%
	一戸建	55,130	2,190	4.0%	4,800	8.7%	24,810	45.0%
	長屋建	1,600	-	-	20	1.3%	420	26.3%
	共同住宅	40,150	190	0.5%	300	0.7%	5,370	13.4%
	その他	40	-	-	-	-	-	-
持ち家	総数	61,750	2,190	3.5%	4,890	7.9%	27,420	44.4%
	一戸建	53,180	2,140	4.0%	4,770	9.0%	24,460	46.0%
	長屋建	390	-	-	-	-	110	28.2%
	共同住宅	8,170	50	0.6%	110	1.3%	2,850	34.9%
	その他	10	-	-	-	-	-	-
借家	総数	33,170	190	0.6%	230	0.7%	3,190	9.6%
	一戸建	1,600	50	3.1%	20	1.3%	360	22.5%
	長屋建	1,060	-	-	20	1.9%	310	29.2%
	共同住宅	30,510	140	0.5%	190	0.6%	2,530	8.3%
	その他	-	-	-	-	-	-	-

統計表の数値は1位を四捨五入していること及び総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標本誤差を含んでいる。

総数には省エネルギー設備等「不詳」を含む。

資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省）

◆省エネルギー設備等の導入状況（住宅の建築の時期別）◆

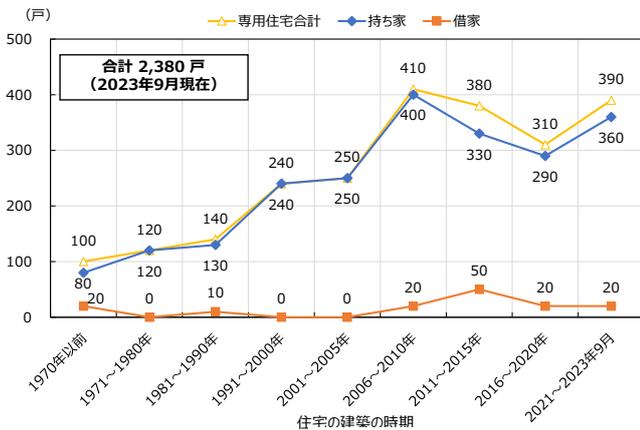
住宅の所有状況	住宅の建築の時期	住宅総数 (戸)	太陽熱を利用した温水機器等		太陽光を利用した発電機器		二重以上のサッシ 又は複層ガラスの窓	
			導入戸数 (戸)	年代別導入率 (%)	導入戸数 (戸)	年代別導入率 (%)	導入戸数 (戸)	年代別導入率 (%)
専用住宅合計	総数	96,920	2,380	2.5%	5,120	5.3%	30,610	31.6%
	1970年以前	11,170	100	0.9%	30	0.3%	640	5.7%
	1971～1980年	9,360	120	1.3%	140	1.5%	1,530	16.3%
	1981～1990年	12,520	140	1.1%	230	1.8%	2,110	16.9%
	1991～2000年	17,360	240	1.4%	430	2.5%	5,100	29.4%
	2001～2005年	10,030	250	2.5%	580	5.8%	4,450	44.4%
	2006～2010年	9,360	410	4.4%	780	8.3%	4,840	51.7%
	2011～2015年	7,650	380	5.0%	840	11.0%	3,840	50.2%
	2016～2020年	10,560	310	2.9%	1,030	9.8%	5,280	50.0%
2021～2023年9月	4,020	390	9.7%	1,040	25.9%	2,530	62.9%	
持ち家	総数	61,750	2,190	3.5%	4,890	7.9%	27,420	44.4%
	1970年以前	2,500	80	3.2%	30	1.2%	330	13.2%
	1971～1980年	7,030	120	1.7%	140	2.0%	1,320	18.8%
	1981～1990年	8,510	130	1.5%	230	2.7%	1,800	21.2%
	1991～2000年	12,770	240	1.9%	430	3.4%	4,880	38.2%
	2001～2005年	7,360	250	3.4%	580	7.9%	4,080	55.4%
	2006～2010年	6,430	400	6.2%	750	11.7%	4,470	69.5%
	2011～2015年	4,880	330	6.8%	760	15.6%	3,210	65.8%
	2016～2020年	7,910	290	3.7%	990	12.5%	4,710	59.5%
2021～2023年9月	3,320	360	10.8%	990	29.8%	2,440	73.5%	
借家	総数	33,170	190	0.6%	230	0.7%	3,190	9.6%
	1970年以前	8,670	20	0.2%	-	-	320	3.7%
	1971～1980年	2,340	-	-	-	-	210	9.0%
	1981～1990年	4,010	10	0.2%	-	-	310	7.7%
	1991～2000年	4,590	-	-	-	-	230	5.0%
	2001～2005年	2,670	-	-	-	-	370	13.9%
	2006～2010年	2,930	20	0.7%	40	1.4%	370	12.6%
	2011～2015年	2,770	50	1.8%	90	3.2%	630	22.7%
	2016～2020年	2,650	20	0.8%	40	1.5%	560	21.1%
2021～2023年9月	700	20	2.9%	50	7.1%	90	12.9%	

統計表の数値は1位を四捨五入していること及び総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

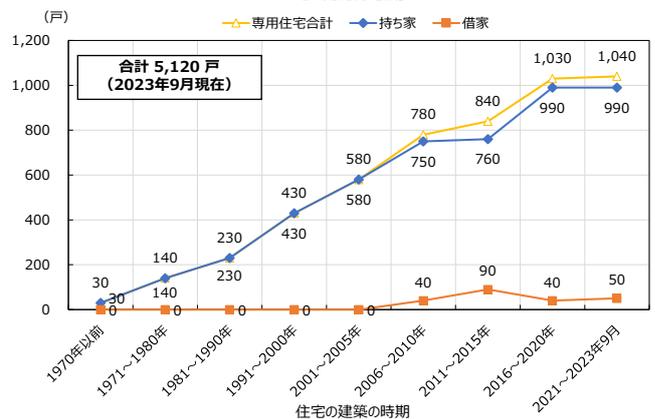
本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標本誤差を含んでいる。

総数には省エネルギー設備等「不詳」を含む。

【太陽熱温水器】



【太陽光発電機】



【二重サッシ・複層ガラス窓等】



2) 自然特性

(1) 気象

●気温・降雨量・日照・風速

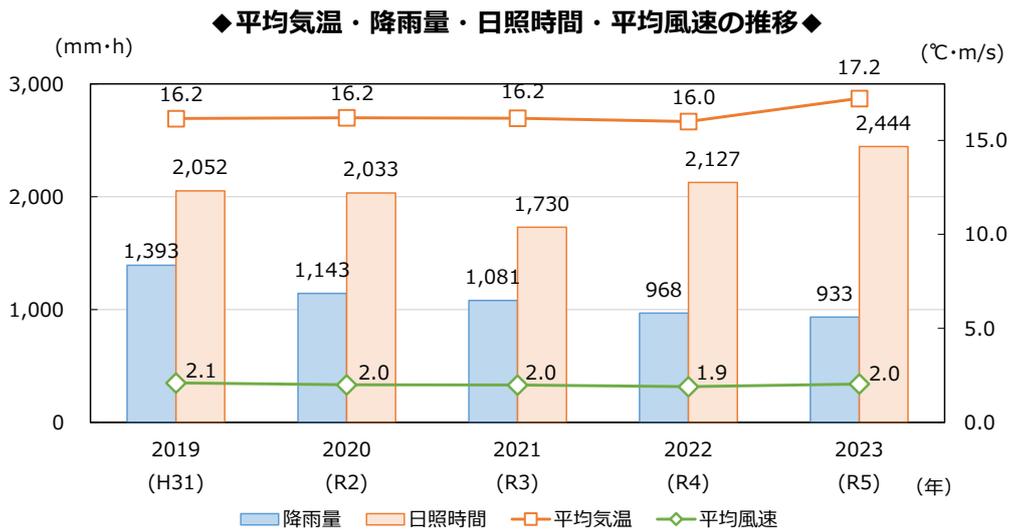
気温の平年値は 16.0～17.2℃の間で推移しており、近年は横ばい傾向でしたが、令和 5 (2023) 年は記録的な高温となっています。

降雨量は年間 933～1,393mm の間で推移しており、近年は減少傾向がみられます。

日照時間は年間 2,100 時間前後で、全国平均 (約 1,916 時間^{*}) を大きく上回っており、晴天率の比較的高い地域です。

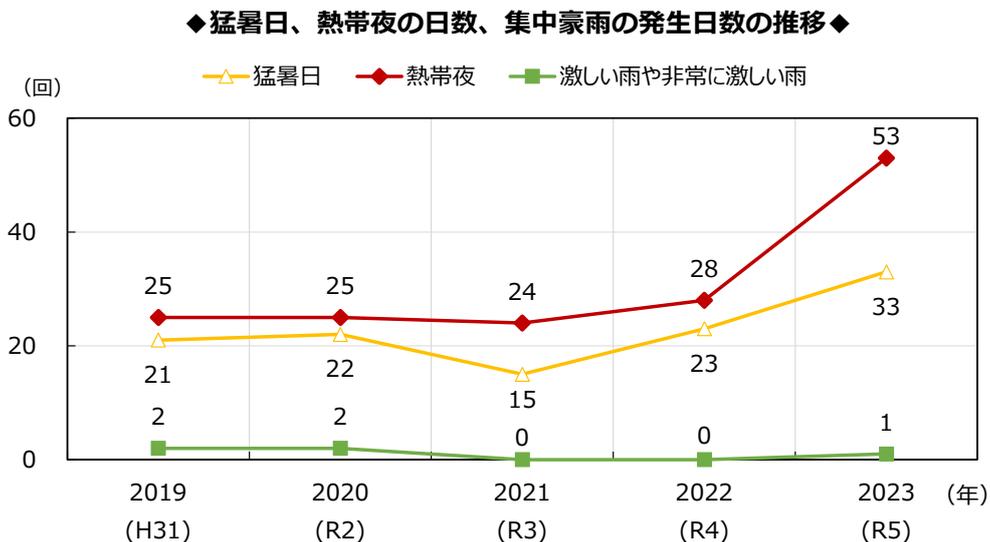
平均風速は 1.9～2.1m/s で推移しており、令和 5 (2023) 年の風向は北西が最多風向となっています。

※平成 3 (1991) 年から令和 2 (2020) 年の平年値



●猛暑日、熱帯夜の日数、集中豪雨の発生日数

令和 5 (2023) 年の猛暑日および熱帯夜は、それぞれ 33 日、53 日と直近 5 年間で最も日数が多くなっています。



◆緑地現況総括表◆

【緑地現況総括表（平成30年時点）】

				全域			
				箇所数	面積(ha)	m ² /人	
施設緑地	1.都市公園	住区基幹公園	街区公園	124	15.10	0.66	
			近隣公園	4	5.85	0.26	
			地区公園	1	3.64	0.16	
		都市基幹公園	総合公園	2	26.99	1.18	
			運動公園	1	37.10	1.62	
		都市緑地			1	0.90	0.04
	(都市公園 計)			133	89.59	3.92	
	2.公共施設緑地	開発等の公園			36	6.85	0.30
		占用、借地の緑地等			3	1.68	0.07
		公共団体が設置している市民農園			1	1.75	0.08
		公開している教育施設(国公立)			39	94.98	4.16
		農業公園			1	6.60	0.29
		児童遊園			12	1.88	0.08
		公共団体が設置している運動場やグラウンド			4	12.77	0.56
		遊水地			1	0.26	0.01
		公共公益施設における植栽地			33	5.68	0.25
		(公共施設緑地 計)			130	132.45	5.80
	3.民間施設緑地	市民農園(上記以外)			11	1.44	0.06
		公開している教育施設(私立)			2	9.61	0.42
		寺社境内地			62	26.83	1.17
ゴルフ場			2	84.57	3.70		
(民間施設緑地 計)			77	122.46	5.36		
施設緑地間の重複				-	1.55	-	
(小計)				340	342.94	15.01	
地域制緑地	1.法によるもの	生産緑地地区		453	112.25	4.91	
		近郊緑地保全地区		-	155.00	6.78	
		農業振興地域・農用地区域		-	561.20	24.56	
		河川区域		4	189.36	8.29	
		地域森林計画対象民有林		75	76.23	3.34	
		(法によるもの 計)		532	1,094.04	47.88	
	2 協定	(協定 計)		-	0.00	0.00	
	3.条例等によるもの	条例等による 緑地の保全地域	ふるさとの緑の景観地	2	11.12	0.49	
			ふれあいの森	8	6.49	0.28	
			保存樹林	10	3.43	0.15	
			空閑地	33	5.07	0.22	
	(条例等によるもの 計)		53	26.11	1.14		
	地域制緑地間の重複				-	169.12	-
(小計)				585	951.03	41.62	
施設緑地と地域制緑地の重複				-	28.32	-	
総計				925	1,265.66	55.39	
市域面積に対する割合				27.8%			

※1 公園面積は、上尾丸山公園を含め、供用面積で集計しました。

※2 施設緑地面積は、m²単位の面積の積上げとしました。

※3 人口は、228,519人（平成31年1月1日）で計算しました。

※4 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

資料：第2次上尾市緑の基本計画（令和3年3月）

(3) いきもの

●希少動植物の保全・管理

◆アマナ群落

平方地域（西野周辺）の荒川の堤防には、埼玉県レッドデータブックに記載されている「アマナ」が生育しています。NPO 法人荒川の自然を守る会では、河川管理者である荒川上流河川事務所と堤防の草刈り時期について協議したり、冬場の日照を確保するための植生管理を行うことで、「アマナ」の保全に取り組んでいます。3月には、同会による観察調査会なども開催されています。

資料：第2次上尾市緑の基本計画（令和3年3月）

◆江川下流域

大石地域の江川下流域には、河川、湿地、斜面林と多様な地形・生態系のつながりが保たれており、埼玉県レッドデータブックに記載されている「サクラソウ」、「サワトラノオ」、「ノウルシ」、「ヘラオモダカ」、「ミズワラビ」などの貴重な植物が生育しています。また、多くの両生類や哺乳類も確認されており、在来種の多様な動植物が生態系を構築しています。地元住民、環境保護団体、学識経験者、自治体からなる「湿地保全プロジェクトチーム」が発足され、湿地環境の保全・再生や、希少植物の保全・育成・管理などの活動が進められています。

資料：第2次上尾市緑の基本計画（令和3年3月）、大宮国道事務所 HP

◆三ツ又沼ビオトープ

荒川の河口から48km 地点付近の開平橋上流の河川敷にある三ツ又沼は、埼玉県上尾市、川越市、川島町の境に位置する、荒川と入間川のかつての合流点付近の旧流路の一部です。

この沼を中心とした地域では、水生植物や湿地性の植物が豊かに茂り、様々な野鳥やトンボ類が暮らし、メダカやスミレなどかつて身近に見られた動植物のほかにも、「ミクリ」、「エキサイゼリ」、「ハナムグラ」などの希少な植物も多く確認されています。

荒川上流河川事務所、環境団体、地域住民、学識経験者、近隣自治体などと連携を図りながらパートナーシップによる保全管理が進められています。

資料：荒川上流河川事務所 HP

●自然再生事業

上尾丸山公園では住民参加による水辺再生の取組である「かいぼり」事業が行われ、「ミズアオイ」や「ガマ」、「ヨシ」などといった湿生植物や水草が再生しました。水鳥の「カイツブリ」が生息するようになり、その周辺には「カワセミ」、「ダイサギ」などの鳥類、冬季になると、渡り鳥である「オオバン」、「コガモ」なども観られるようになりました。また、魚類では、「かいぼり」による水質改善で、「モツゴ」や「テナガエビ」などを観られるようになっています。

資料：上尾丸山公園・上尾市自然学習館・上尾市バーベキュー場 HP

【参考】

上尾市緑の基本計画（前計画）を元にした情報（平成3年3月上尾市動物植物調査報告書を元にしたもの）のため、最新の情報ではありませんが、参考として掲載します。

●植物相

上尾市は標高及び気象条件から暖温帯域に位置し、潜在的にはシラカシを中心とする照葉樹林（常緑広葉樹林）の成立域下にあります。しかし、人的な干渉により代償植生に置き換わっている地域が多く、森林植生については、自然植生としてシラカシ群集ケヤキ亜群集（調査当時の記録）、代償植生及び植林としてクヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ植林、アカマツ植林、モウソウチク林、エゾエノキ林の6種が確認されています。

湿地植生についてはオギ優先型、マコモ優先型など13種の水草が確認されています。特に保護が必要な植物としては全国レベル9種（オオアブノメ、ミスシラなど）全県レベル13種（ミスワラビ、ハンゲシヨウなど）県内平野部レベル17種（ハナビゼキシヨウ、ホザキノフサモなど）が指定されています。

資料：第2次上尾市緑の基本計画（令和3年3月）（資料：上尾市緑の基本計画（前計画））

●動物相

哺乳類としては、アズマモグラ、ホンドハタネズミ、ホンドイタチ等7科14種が確認されており、埼玉県内平野部（哺乳類で15種を確認）で見られるほとんどの種が現存しているといえます。このうち保護が望まれる種として、県南中央地域においては希少種であるホンドカヤネズミとホンドタヌキが挙げられます。

鳥類としては139種が確認されており、そのうち40種程度の繁殖が確認されています。繁殖鳥の構成種からその特徴をみると、水辺・草原から疎林・森林と、各環境型にバランスよく繁殖鳥が存在しています。また、高次消費者であるタカ、フクロウ類がみられ、これは野鳥の生息にとって良好な環境が保持されていることを示しています。

両生類としては、ニホンアカガエル、ヒキガエル等7種の両生類と、イシガメ、シマヘビ等12種のは虫類が確認されています。また、両生類は無尾目のカエル類のみで、有尾目のイモリ、サンショウウオ類は確認されていません。なお、県内平野部において生息しているカエル類はすべて市内に現存しています。

は虫類では、カメ類4種、ヘビ類5種、ヤモリ・トカゲ類3種が確認されており、県内平野部に生息しているは虫類と比べると、ヘビ類が2種欠けています。

水生動物類としては、魚類15種、甲殻類4種、貝類6種が確認されており、特に、保護が望まれるものとしては、県内で確認例が少ないジュズカケハゼとテナガエビ、県南部で確認記録のないヌカエビの3種が挙げられます。

昆虫類では、チョウ類39種、トンボ類19種、甲虫類102種が確認されています。

チョウ類は、低地を主な生息地にしているものが24種、台地・丘陵性が13種、山地性が1種で人為的環境に生息する低地性チョウ類が主です。保護が望まれるチョウ類としては、ハンノキの湿原林に生息するミドリシジミ、クヌギ・コナラ等の雑木林との結びつきが顕著なミズイロオナガシジミ・アカシジミ・オオミドリシジミ、ススキ草原で見られるギンイチモンジセセリが挙げられます。

トンボ類（幼虫）は、平地から低山の流水性の種が1種、低地の湿原や浅い水たまりが3種、平地の池沼性が14種で、大半は平地の止水域池沼性のもので、保護が望まれるトンボ類としては、丘陵から低地の池沼湿地に分布するヒメアカネとチョウトンボが確認されています。

甲虫類については、カブトムシやノコギリクワガタ等雑木林との結びつきが強い大型甲虫類の生息が確認されています。保護が望まれる甲虫類としては、荒沢地区の湿地で確認されたヘイケボタルが挙げられます。

資料：第2次上尾市緑の基本計画（令和3年3月）（資料：上尾市緑の基本計画（前計画））

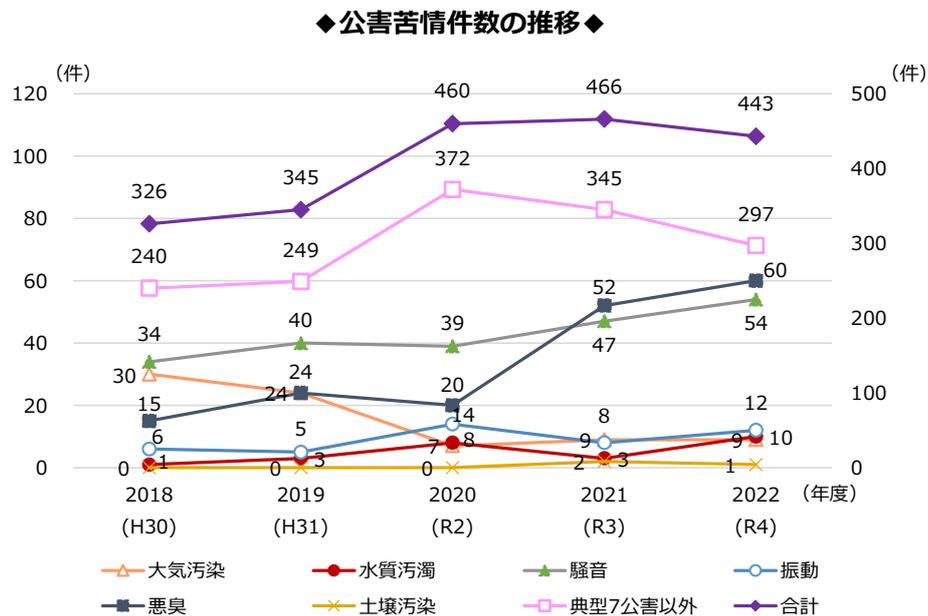
3) 環境の状況

(1) 公害

●公害苦情

令和4(2022)年度の公害苦情は、典型7公害については、悪臭に関する苦情が60件、騒音に関する苦情が53件と多くなっています。近年、多くが典型7公害以外に対する苦情であり、廃棄物投棄や、雑草の繁茂に関する事などが含まれています。

苦情件数の推移では、悪臭、騒音、水質に対する苦情が増加傾向にある一方、大気については減少しています。地盤沈下への苦情は近年ありません。



資料：統計あげお 令和5年版

●大気

市には、埼玉県的一般環境大気測定局が浅間台公園に設置されており、令和5(2023)年度時点で、環境基準に定められている大気汚染物質のうち、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})、光化学オキシダント(Ox)の常時監視を行っています。

平成30(2018)年度から令和5(2023)年度の間埼玉による環境基準に対する評価をみると、二酸化窒素(NO₂)、微小粒子状物質(PM_{2.5})は、すべての年度で環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質(SPM)については、令和4(2022)年度に環境基準である1時間値が0.20mg/m³を超えた時間が1時間あり、短期的評価が非達成となりました。

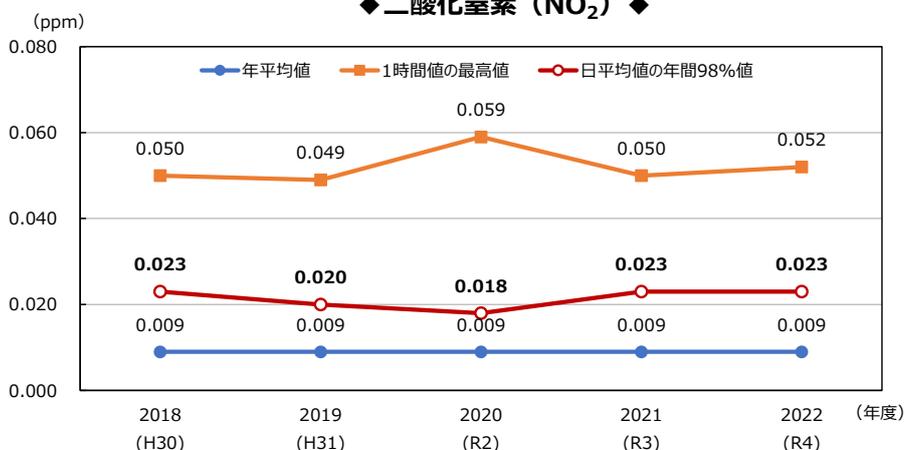
光化学オキシダント(Ox)は、環境基準を達成した年度はありませんでした。令和4(2022)年度は、環境基準である昼間1時間値が0.06ppmを超えた日数が93日(425時間)、光化学スモッグ注意報の発令日数は5日となっています。

◆大気環境基準の達成状況◆

	物質名					
	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)		微小粒子状物質 (PM _{2.5})		光化学オキシダント (O _x)
	1時間値の1日平均値 0.04ppmから0.06ppmま でのゾーン内、又はそれ以下	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、か つ1時間値が0.20mg/m ³ 以 下		1年平均値が15μg/m ³ 以下 であり、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下		1時間値が0.06ppm 以下
	長期 (98%値)	短期	長期 (2%除外値)	短期	長期 (98%値)	短期
2018(H30)	○	○	○	○	○	×
2019(H31)	○	○	○	○	○	×
2020(R2)	○	○	○	○	○	×
2021(R3)	○	○	○	○	○	×
2022(R4)	○	×	○	○	○	×
2023(R5)	○	○	○	未公表		×

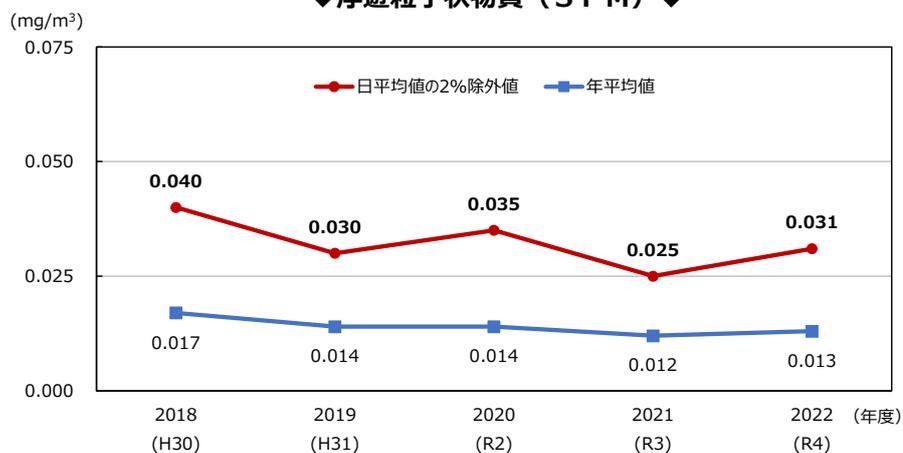
資料：上尾市環境年次報告書、「令和4年度大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県)

◆二酸化窒素 (NO₂) ◆



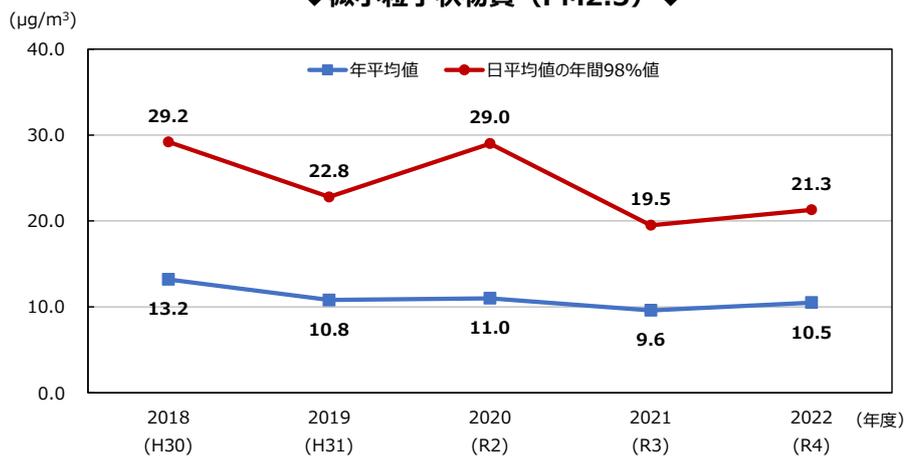
資料：統計あげお 令和5年版

◆浮遊粒子状物質 (SPM) ◆



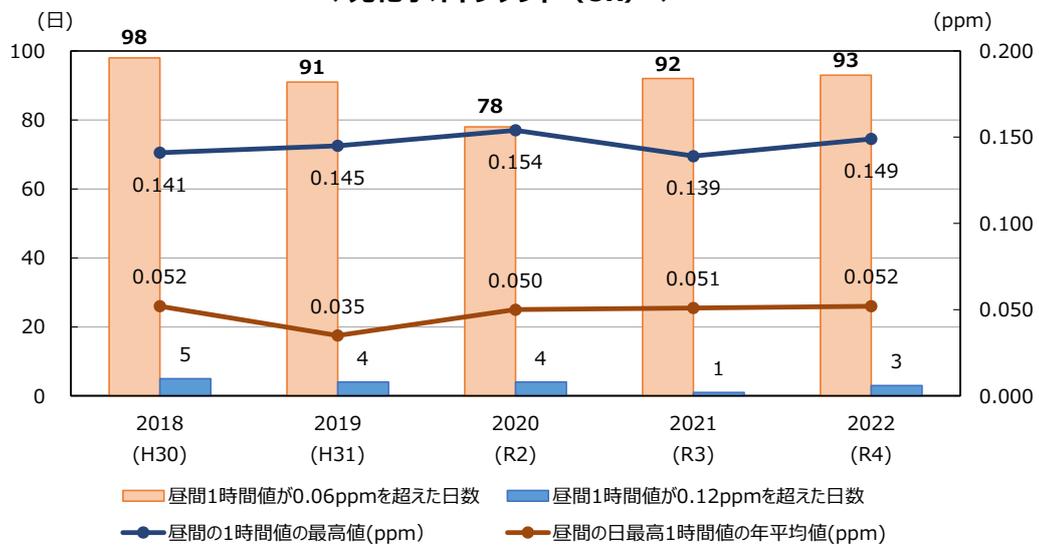
資料：「令和4年度大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県)

◆微小粒子状物質 (PM2.5) ◆



資料：統計あげお 令和5年版

◆光化学オキシダント (Ox) ◆



資料：統計あげお 令和5年版

◆光化学スモッグ警報・注意報の発令状況◆

	注意報 発令日数	警報 発令日数
2018(H30)	7	0
2019(H31)	6	0
2020(R2)	6	0
2021(R3)	2	0
2022(R4)	5	0

※上尾市が含まれる県南中部地区の結果を引用。

資料：「令和4年度大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県)

●水質

市では、市内を流れる 10 河川 17 地点で、水質測定を定期的に行っています。環境基準が適用されていない河川についても、参考値として環境基準（参考基準値）を設定し、水質の評価を行っています。

芝川上流（上平北小脇）、瓦葺都市下水路では、生物化学的酸素要求量（BOD）が参考基準値を超過している年があります。最も厳しい類型 A を参考基準値としている 4 つの地点では、生物化学的酸素要求量（BOD）の参考基準値を満たしている年はありませんでした。浅間川では年々水質が改善傾向にあり、令和 5（2023）年度には生物化学的酸素要求量（BOD）の参考基準値を達成しました。

河川の水質汚染の要因として、生活系排水があげられます。令和 4（2022）年度には、汚水処理人口普及率が 9 割を超え、水質改善に貢献していることがうかがえます。

◆水質調査地点と適用する環境基準◆

番号	河川名	調査地点	環境基準	
①	芝川上流	上平北小脇	類型D（生物B）	※1
②	芝川上流	上郷橋	類型D（生物B）	※1
③	芝川中流	道三橋	類型D（生物B）	※1
④	芝川下流	日の出橋	類型D（生物B）	※1
⑤	原市沼川上流	上平橋	類型C（生物B）	※2
⑥	原市沼川下流	境橋	類型C（生物B）	※2
⑦	綾瀬川	立合橋	類型C（生物B）	
⑧	尾山台都市下水路	瓦葺2868地先	類型C（生物B）	※2
⑨	瓦葺都市下水路	国道16号脇	類型C（生物B）	※2
⑩	鴨川上流	鴨川中央公園脇	類型C（生物B）	※3
⑪	鴨川中流	富士見橋	類型C（生物B）	
⑫	鴨川下流	山の下橋	類型C（生物B）	
⑬	江川上流	滝ノ宮橋	類型A（生物B）	※4
⑭	江川下流	宮下樋管	類型A（生物B）	※4
⑮	浅間川	鴨川合流手前	類型C（生物B）	※5
⑯	丸山都市下水路	八塚樋管	類型A（生物B）	※4
⑰	上尾中堀川	貝塚樋管	類型A（生物B）	※4

※1：参考として、さいたま市以南（見沼代用水西縁と伏越により交差より下流）から適用される基準を用いた。

※2：参考として流入先である綾瀬川の基準を用いた。

※3：参考として調査地点の約600m下流（鴨川橋下流）から適用される基準を用いた。

※4：参考として流入先である荒川の基準を用いた。

※5：参考として流入先である鴨川の基準を用いた。

資料：上尾市環境年次報告書（令和 3 年度版、令和 4 年度版）

◆河川類型別環境基準◆

	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位：mg/L)	浮遊物質量 (SS) (単位：mg/L)	溶存酸素量 (DO) (単位：mg/L)
類型A	6.5以上8.5以下	2以下	25以下	7.5以上
類型C	6.5以上8.5以下	5以下	50以下	5以上
類型D	6.0以上8.5以下	8以下	100以下	2以上

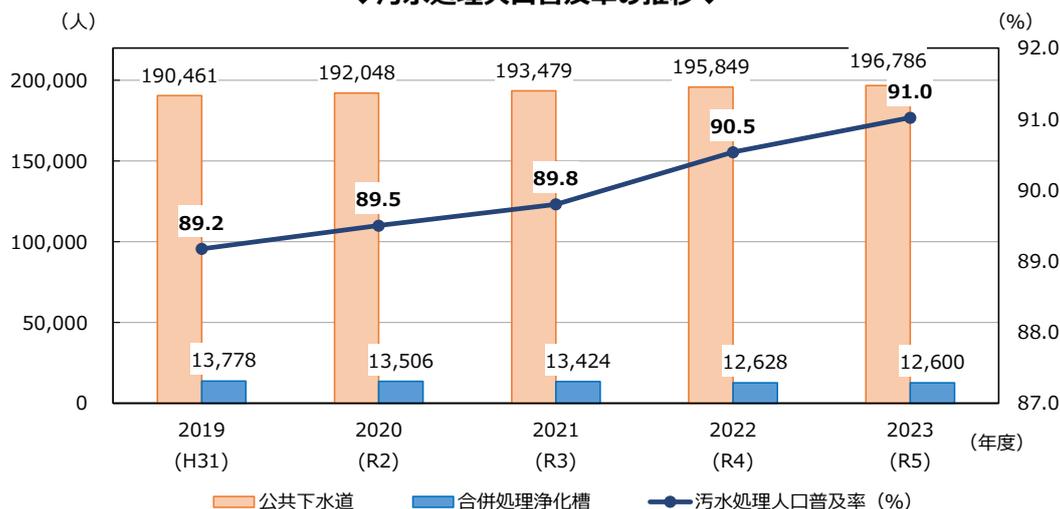
◆河川水質調査結果 各年度平均値の推移◆

基準値超過

地点番号	調査地点	項目	環境基準	2019(H31)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
①	芝川上流 (上平北小脇) ※環境基準は参考値	PH	6.0以上8.5以下	7.0	6.9	7.0	6.8	7.1
		BOD (mg/ℓ)	8以下	8.9	6.3	8.9	6.9	7.3
		SS (mg/ℓ)	100以下	6.8	10.0	6.0	8.0	4.0
		DO (mg/ℓ)	2以上	4.3	4.8	4.1	4.6	4.7
②	芝川上流 (上郷橋) ※環境基準は参考値	PH	6.0以上8.5以下	6.9	6.9	6.8	6.9	7.0
		BOD (mg/ℓ)	8以下	2.2	2.0	1.5	2.0	2.0
		SS (mg/ℓ)	100以下	4.3	3.0	3.0	3.0	5.5
		DO (mg/ℓ)	2以上	6.0	5.9	6.3	6.7	7.2
③	芝川中流 (道三橋) ※環境基準は参考値	PH	6.0以上8.5以下	7.1	7.3	7.2	7.2	7.2
		BOD (mg/ℓ)	8以下	3.1	3.4	3.7	3.5	2.7
		SS (mg/ℓ)	100以下	12.5	9.0	14.0	13.0	12.0
		DO (mg/ℓ)	2以上	6.3	6.8	6.8	6.5	6.4
④	芝川下流 (日の出橋) ※環境基準は参考値	PH	6.0以上8.5以下	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
		BOD (mg/ℓ)	8以下	2.9	2.0	2.0	3.2	2.8
		SS (mg/ℓ)	100以下	8.9	8.0	8.0	11.0	9.8
		DO (mg/ℓ)	2以上	6.7	7.4	7.7	7.0	7.1
⑤	原市沼川上流 (上平橋) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8
		BOD (mg/ℓ)	5以下	2.3	2.2	2.0	1.7	2.5
		SS (mg/ℓ)	50以下	5.3	6.0	4.0	3.0	5.8
		DO (mg/ℓ)	5以上	7.7	8.0	8.7	8.7	7.0
⑥	原市沼川下流 (境橋) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.2	7.3	7.3	7.2	7.3
		BOD (mg/ℓ)	5以下	1.7	2.1	1.5	2.2	2.1
		SS (mg/ℓ)	50以下	9.0	12.0	7.0	8.0	10.8
		DO (mg/ℓ)	5以上	5.2	6.6	5.9	5.5	5.6
⑦	綾瀬川 (立合橋)	PH	6.5以上8.5以下	7.3	7.4	7.3	7.3	7.4
		BOD (mg/ℓ)	5以下	2.5	2.2	2.0	2.4	2.9
		SS (mg/ℓ)	50以下	16.8	11.0	11.0	10.0	17.8
		DO (mg/ℓ)	5以上	7.0	6.9	7.9	8.0	7.6
⑧	尾山台都市下水路 (瓦葺2868地先) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.6	7.6	7.4	7.5	7.4
		BOD (mg/ℓ)	5以下	1.1	1.1	1.3	1.5	1.0
		SS (mg/ℓ)	50以下	3.0	2.0	2.0	3.0	2.0
		DO (mg/ℓ)	5以上	9.8	8.7	6.7	9.0	5.9
⑨	瓦葺都市下水路 (国道16号脇) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.6	7.4	7.5	7.6	7.4
		BOD (mg/ℓ)	5以下	3.4	5.9	5.2	2.6	4.4
		SS (mg/ℓ)	50以下	2.0	2.5	3.0	1.0	6.0
		DO (mg/ℓ)	5以上	5.8	5.9	5.8	8.0	3.5
⑩	鴨川上流 (鴨川中央公園脇) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.3	7.3	7.3	7.2	7.2
		BOD (mg/ℓ)	5以下	1.1	0.6	0.6	1.0	0.6
		SS (mg/ℓ)	50以下	3.5	4.0	4.0	7.0	3.3
		DO (mg/ℓ)	5以上	8.0	8.5	8.5	8.4	9.0
⑪	鴨川中流 (富士見橋)	PH	6.5以上8.5以下	7.3	7.4	7.3	7.3	7.4
		BOD (mg/ℓ)	5以下	2.3	2.7	2.2	1.7	1.2
		SS (mg/ℓ)	50以下	3.3	6.0	4.0	4.0	3.3
		DO (mg/ℓ)	5以上	7.0	7.3	7.6	7.4	7.9
⑫	鴨川下流 (山の下橋)	PH	6.5以上8.5以下	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6
		BOD (mg/ℓ)	5以下	2.5	2.2	1.5	1.4	2.0
		SS (mg/ℓ)	50以下	10.5	9.0	5.0	6.0	10.3
		DO (mg/ℓ)	5以上	7.7	7.8	7.9	8.2	7.9
⑬	江川上流 (滝ノ宮橋) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.4	7.5	7.7	7.5	7.6
		BOD (mg/ℓ)	2以下	3.0	2.3	3.1	2.9	2.2
		SS (mg/ℓ)	25以下	5.8	2.8	4.0	7.0	5.0
		DO (mg/ℓ)	7.5以上	8.3	9.8	9.7	8.7	9.1
⑭	江川下流 (宮下樋管) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.5	7.5	7.6	7.5	7.5
		BOD (mg/ℓ)	2以下	2.8	2.6	2.9	2.8	3.2
		SS (mg/ℓ)	25以下	19.8	12.0	6.0	16.0	16.5
		DO (mg/ℓ)	7.5以上	6.7	8.8	8.1	8.1	7.9
⑮	浅間川 (鴨川合流手前) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.6	7.6	7.5	7.6	8.0
		BOD (mg/ℓ)	5以下	9.4	6.4	5.1	5.2	2.7
		SS (mg/ℓ)	50以下	10.0	9.0	22.0	20.0	9.0
		DO (mg/ℓ)	5以上	3.8	6.1	5.9	6.2	7.9
⑯	丸山都市下水路 (八塚樋管) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
		BOD (mg/ℓ)	2以下	6.2	5.1	7.1	7.6	7.2
		SS (mg/ℓ)	25以下	48.0	24.0	25.0	29.0	16.0
		DO (mg/ℓ)	7.5以上	5.3	6.8	5.8	6.5	5.2
⑰	上尾中堀川 (貝塚樋管) ※環境基準は参考値	PH	6.5以上8.5以下	7.5	7.5	7.4	7.6	7.4
		BOD (mg/ℓ)	2以下	2.7	3.3	3.6	3.6	8.9
		SS (mg/ℓ)	25以下	16.0	95.0	24.0	22.0	30.5
		DO (mg/ℓ)	7.5以上	8.1	6.5	2.8	7.6	2.4

資料：上尾市環境年次報告書（平成31年度～令和5年度版）

◆汚水処理人口普及率の推移◆



資料：上尾市環境年次報告書（平成 31 年度～令和 5 年度版）

●騒音・振動

市では、16 道路を対象とした自動車騒音常時監視と、国道 17 号線、上尾道路、主要地方道さいたま菖蒲線の 3 地点で、自動車騒音・道路交通振動の測定を行っています。

令和 4（2022）年度の自動車騒音常時監視の結果（面的評価）では、昼間・夜間ともに基準値以下の達成率が 97.3%で、県合計の 95.2%より高い結果となりました。対象道路別にみると、国道 17 号線の達成率が低い状況となっています。

自動車騒音の測定結果（点的評価）では、国道 17 号線については、夜間の道路騒音が要請限度を達成できていない状況です。上尾道路については、要請限度より厳しい環境基準を達成しています。主要地方道さいたま菖蒲線については、要請限度は達成していますが、夜間の道路騒音の環境基準を達成できていません。

道路交通振動の測定結果（点的評価）については、3 地点すべて要請限度を達成しています。

◆対象道路別自動車騒音常時監視結果（令和 4（2022）年度）◆

評価対象道路	評価の区間延長 (km)	区間数	評価対象住居等 戸数 (戸)	昼間・夜間とも 基準値以下(戸)	達成率 (%)
1 一般国道16号	2.8	9	469	436	93.0%
2 一般国道17号	4.9	2	1,463	1,263	86.3%
3 上尾道路	2.4	1	173	173	100.0%
4 県道さいたま栗橋線	1	3	406	405	99.8%
5 県道さいたま菖蒲線	6.2	14	1,369	1,335	97.5%
6 県道川口上尾線	0.3	1	4	4	100.0%
7 県道川越上尾線	5.9	4	1,339	1,338	99.9%
8 県道さいたま鴻巣線	7.4	3	879	876	99.7%
9 県道上尾久喜線	2.5	6	289	289	100.0%
10 県道上尾停車場線	0.5	1	284	280	98.6%
11 県道上尾蓮田線	2.1	1	515	477	92.6%
12 県道鴻巣桶川さいたま線	4.7	3	2,624	2,621	99.9%
13 県道大谷本郷さいたま線	2	1	377	377	100.0%
14 県道上野さいたま線	1.2	2	134	129	96.3%
15 県道蓮田鴻巣線	0.6	1	13	13	100.0%
16 県道上尾環状線	6.6	7	2,073	2,063	99.5%
合計	51.1	59	12,411	12,079	97.3%

資料：令和 4 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果(改訂版)（埼玉県環境部）

◆自動車騒音・道路交通振動の測定結果◆

地点名		国道17号線							
測定地点		上尾市上町2-14-19 (青少年センター)							
年度	測定地点	測定結果				評価			
		騒音		振動		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)	騒音	騒音	振動	
環境基準/要請限度		道路端	70以下/75	65以下/70	—/65	—/60	環境基準	要請限度	要請限度
		背後地 (LA95)	65以下/75	60以下/70	—	—			
2019(H31)	道路端	72	72	53	56	×	夜間×	○	
	背後地 (LA95)	52	48	—	—	○	○		
2020(R2)	道路端	73	73	56	57	×	夜間×	○	
	背後地 (LA95)	54	48	—	—	○	○		
2021(R3)	道路端	71	70	55	56	×	○	○	
	背後地 (LA95)	53	47	—	—	○	○		
2022(R4)	道路端	72	71	54	56	×	夜間×	○	
	背後地 (LA95)	54	48	—	—	○	○		
2023(R5)	道路端	71	71	55	56	×	夜間×	○	
	背後地 (LA95)	54	51	—	—	○	○		

地点名		上尾道路							
測定地点		上尾市荻丁目117付近				参考(県報告書記載地点): 上尾市荻丁目南4-1			
年度	測定地点	測定結果				評価			
		騒音		振動		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)	騒音	騒音	振動	
環境基準/要請限度		道路端	70以下/75	65以下/70	—/65	—/60	環境基準	要請限度	要請限度
		背後地 (LA95)	65以下/75	60以下/70	—	—			
2019(H31)	道路端	60	53	44	36	○	○	○	
	背後地 (LA95)	47	38	—	—	○	○		
2020(R2)	道路端	60	53	42	35	○	○	○	
	背後地 (LA95)	43	39	—	—	○	○		
2021(R3)	道路端	60	55	42	34	○	○	○	
	背後地 (LA95)	45	37	—	—	○	○		
2022(R4)	道路端	60	53	43	37	○	○	○	
	背後地 (LA95)	46	35	—	—	○	○		
2023(R5)	道路端	61	56	43	37	○	○	○	
	背後地 (LA95)	49	42	—	—	○	○		

地点名		第二産業道路 (主要地方道 さいたま昌蒲線)							
測定地点		上尾市原市4169-3 (原市集会所)							
年度	測定地点	測定結果				評価			
		騒音		振動		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)	騒音	騒音	振動	
環境基準/要請限度		道路端	70以下/75	65以下/70	—/65	—/60	環境基準	要請限度	要請限度
		背後地 (LA95)	65以下/75	60以下/70	—	—			
2019(H31)	道路端	71	67	52	44	×	○	○	
	背後地 (LA95)	49	37	—	—	○	○		
2020(R2)	道路端	72	68	51	47	×	○	○	
	背後地 (LA95)	51	43	—	—	○	○		
2021(R3)	道路端	74	70	50	42	×	○	○	
	背後地 (LA95)	52	42	—	—	○	○		
2022(R4)	道路端	71	68	48	41	×	○	○	
	背後地 (LA95)	50	39	—	—	○	○		
2023(R5)	道路端	71	67	49	43	×	○	○	
	背後地 (LA95)	52	44	—	—	○	○		

環境基準/要請限度超過 (単位: dB) 評価: ○: 基準以下, ×: 基準以上
環境基準超過

資料: 上尾市環境年次報告書 (平成31年度~令和5年度版)

●有害化学物質（ダイオキシン類）

市では、大気、河川水、焼却施設の煙突からのダイオキシン類濃度の調査を行っています。

大気のだいおきん類濃度については、令和5（2023）年度は4地点で測定を行い、いずれの地点においても環境基準を達成しています。

河川水のだいおきん類濃度については、継続して4地点で測定を行っており、いずれの地点においても環境基準を達成しています。

西貝塚環境センターの煙突からのダイオキシン類濃度は、環境基準を達成しています。

◆大気のだいおきん類濃度の測定結果◆

環境基準	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下					
		(単位 : pg-TEQ/m ³)				
地点	調査時期	2019(H31)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
西貝塚公民館	春季	0.063				
	夏季	0.017	0.011	0.009	0.007	0.021
	秋季	0.014				
	冬季	0.03	0.018	0.011	0.016	0.015
	年間平均	0.031	0.015	0.010	0.012	0.018
原市公民館	春季					
	夏季	0.014	0.014	0.019	0.010	0.007
	秋季					
	冬季	0.033	0.024	0.021	0.015	0.007
	年間平均	0.024	0.019	0.020	0.013	0.007
大石公民館・大石地区	春季					
	夏季	0.017			0.009	0.007
	秋季					
	冬季	0.034			0.015	0.013
	年間平均	0.026			0.012	0.010
上尾市上下水道部	春季					
	夏季	0.017				
	秋季					
	冬季	0.032				
	年間平均	0.025				
上平小学校	春季					
	夏季				0.010	0.006
	秋季					
	冬季				0.015	0.008
	年間平均				0.013	0.007

参考) 環境基準 : 1. 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

資料 : 上尾市環境年次報告書（平成31年度～令和5年度版）

◆河川水のだいおきん類濃度の測定結果◆

環境基準	1 pg-TEQ/L 以下					
		(単位 pg-TEQ/L)				
地点		2019(H31)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
鴨川	鴨川富士見親水公園	0.089	0.067	0.070	0.098	0.120
芝川	道三橋	0.110	0.47	0.78	0.46	0.20
原市沼川	柳津橋	0.700	0.33	0.72	0.52	0.16
江川	宮下樋管	0.320	0.62	0.33	0.80	0.78

※年平均値

資料 : 上尾市環境年次報告書（平成31年度～令和5年度版）

◆焼却施設の煙突からのダイオキシン類濃度の測定結果◆

環境基準		1 ng-TEQ/m ³ 以下				
		(単位 ng-TEQ/m ³)				
西貝塚環境センター 煙突		2019(H31)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
1号路	夏季	0.160	0.085	0.049	0.030	0.050
	冬季	0.140	0.063	0.180	0.063	0.062
	年間平均	0.150	0.074	0.115	0.047	0.056
2号炉	夏季	0.060	0.180	0.120	0.140	0.140
	冬季	0.060	0.580	0.100	0.100	0.087
	年間平均	0.060	0.380	0.110	0.120	0.114
3号炉	夏季	0.170	0.130	0.075	0.033	0.084
	冬季	0.057	0.050	0.047	0.066	0.065
	年間平均	0.114	0.090	0.061	0.050	0.075
1～3号炉平均	夏季	0.130	0.132	0.081	0.068	0.091
	冬季	0.086	0.231	0.110	0.076	0.071
	年間平均	0.108	0.181	0.096	0.072	0.081

資料：上尾市環境年次報告書（平成31年度～令和5年度版）

(2) ごみ

ごみの排出量は、近年横ばいの傾向で、令和4（2022）年度は63,721 tでした。

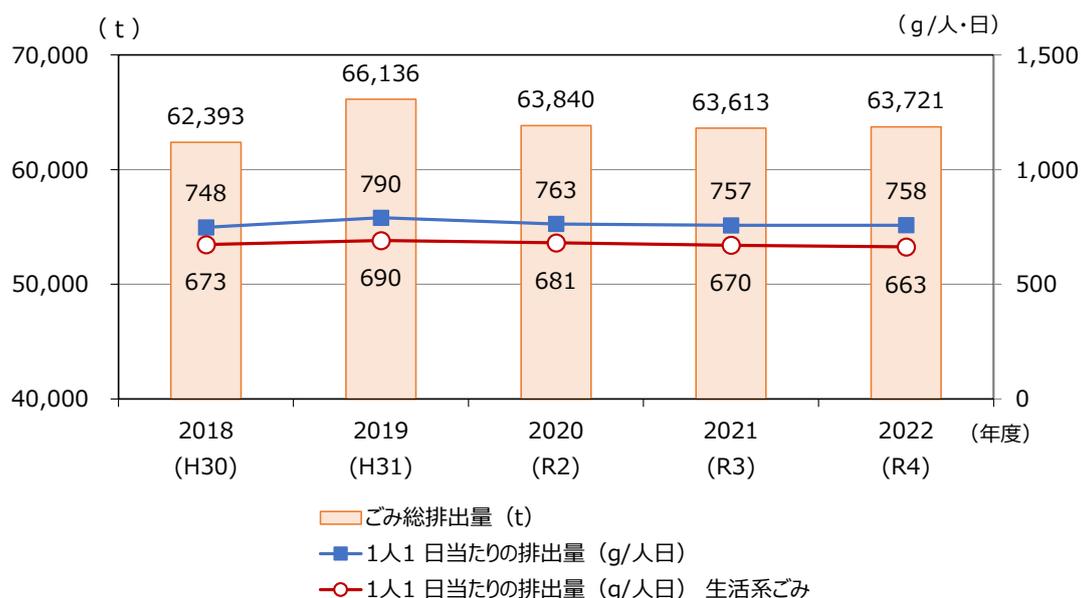
1人1日当たりのごみ排出量についても横ばいの傾向で推移しており、令和4（2022）年度は758 g/人・日で、埼玉県平均の825 g/人・日より少なく、県内では14番目の少なさです。

生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量については、令和4（2022）年度は663 g/人・日で、埼玉県平均の641 g/人・日より多くなっています。

令和4（2022）年度から統計がとられるようになった家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量をみると、550 g/人・日で、埼玉県平均の513 g/人・日より多くなっており、県内では43番目の少なさとなっています。

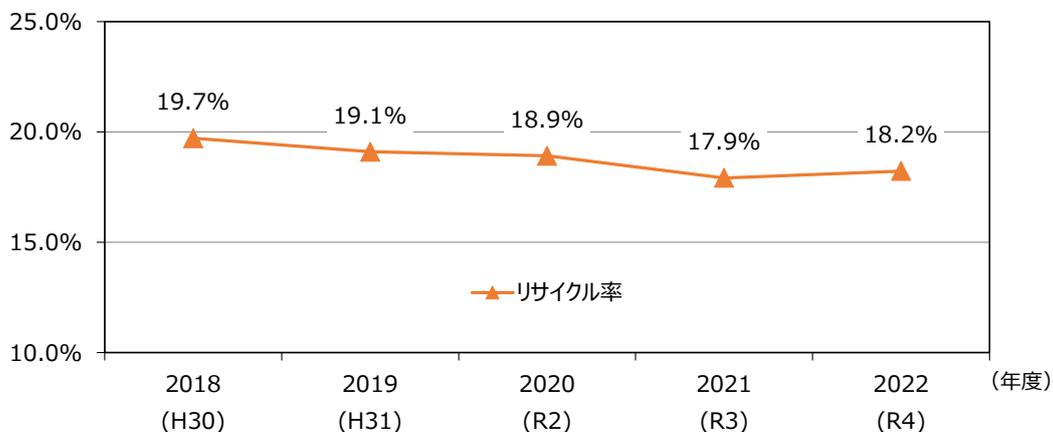
リサイクル率は、地域リサイクル実施団体の減少・規模縮小などにより、年々低下しており、令和4（2022）年度は18.2%で、埼玉県平均の24.4%より低い状況です。

◆ごみ排出量の推移◆



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

◆リサイクル率の推移◆



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

◆ 1人1日あたりの排出量（生活系ごみ） 埼玉県内ランキング（令和4（2022）年度） ◆

順位			市町村名	1人1日当たりの排出量（g/人日）				リサイクル率（%）
合計 （少ない順）	生活系ごみ （少ない順）	家庭系ごみ （少ない順）		合計	生活系ごみ	家庭系ごみ	事業系ごみ	
			全県	825	641	513	184	24.4
1	3	8	富士見市	689	576	447	112	25.3
2	7	1	桶川市	689	588	419	101	39.7
3	1	2	滑川町	718	546	420	172	83.9
4	10	27	横瀬町	718	599	512	119	21.1
5	5	3	朝霞市	718	578	427	140	30.9
6	4	7	志木市	730	576	440	153	32.3
7	6	4	ふじみ野市	731	579	428	152	28.2
8	18	20	坂戸市	737	613	484	123	28.3
9	14	18	和光市	738	607	480	131	25.7
10	27	9	所沢市	739	631	448	108	31.0
11	9	12	新座市	747	596	460	151	25.1
12	13	14	蕨市	752	607	465	145	21.5
13	25	40	蓮田市	753	623	535	130	23.5
14	37	43	上尾市	758	663	550	94	18.2
15	15	10	ときがわ町	764	609	452	155	87.5
16	34	13	宮代町	771	648	461	123	34.9
17	28	41	白岡市	772	637	537	135	22.8
18	26	29	北本市	773	629	516	144	31.3
19	23	37	鶴ヶ島市	779	622	524	157	15.1
20	22	16	狭山市	781	621	467	160	31.4
21	21	34	草加市	783	620	521	163	18.2
22	31	17	東秩父村	787	642	471	145	87.1
23	44	30	小川町	790	676	517	113	91.4
24	12	15	川口市	795	605	466	190	22.8
25	39	33	吉見町	797	664	520	133	26.4
26	17	38	皆野町	798	613	528	185	17.4
27	29	28	鴻巣市	799	641	512	158	24.9
28	32	21	久喜市	801	647	486	154	29.8
29	19	25	越谷市	807	615	510	192	16.3
30	49	35	幸手市	811	696	522	116	20.2
31	46	32	飯能市	811	680	519	131	31.0
32	24	23	川越市	812	622	490	190	21.6
33	33	22	伊奈町	813	647	487	166	20.7
34	41	36	入間市	820	670	522	150	22.6
35	51	51	越生町	821	716	590	105	18.0
36	20	24	さいたま市	823	617	492	205	23.5
37	16	11	嵐山町	834	609	456	225	86.3
38	43	52	松伏町	840	673	593	167	13.5
39	50	45	杉戸町	844	707	551	137	18.4
40	45	50	長瀨町	845	677	577	168	19.7
41	11	26	小鹿野町	849	604	510	245	19.5
42	8	6	三芳町	851	591	440	259	23.7
43	2	5	戸田市	853	576	434	277	19.8
44	36	42	日高市	858	661	548	197	99.7
45	56	60	神川町	865	757	710	108	18.2
46	47	49	毛呂山町	873	681	570	193	15.4
47	30	31	吉川市	876	642	518	235	18.1
48	40	44	三郷市	886	665	551	220	16.8
49	48	39	東松山市	899	692	531	206	20.9
50	60	54	鳩山町	913	773	621	139	19.0
51	61	63	寄居町	913	798	725	115	22.4
52	38	46	春日部市	916	664	560	253	21.9
53	35	47	八潮市	929	658	563	270	15.1
54	52	56	上里町	938	725	688	213	16.6
55	53	19	川島町	939	737	482	201	32.5
56	54	55	羽生市	960	753	658	207	23.9
57	59	58	行田市	961	772	705	189	19.3
58	55	53	加須市	981	755	598	226	37.7
59	62	62	美里町	988	816	724	172	21.4
60	63	61	深谷市	1,036	839	724	197	22.3
61	42	48	秩父市	1,057	670	563	387	19.7
62	58	57	熊谷市	1,070	770	701	300	20.1
63	57	59	本庄市	1,085	760	708	324	17.3

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(3) 二酸化炭素排出量等

●二酸化炭素排出量

令和3(2021)年度の市域からの二酸化炭素排出量は988千t-CO₂で前年度から総量の変化はありませんでした。産業、家庭部門において、前年度より排出量が減少しました。一方、これまで減少傾向であった業務その他部門からの排出量が増加に転じています。運輸部門と一般廃棄物については、前年度から大きな変化はみられませんでした。

◆二酸化炭素排出量の推移◆



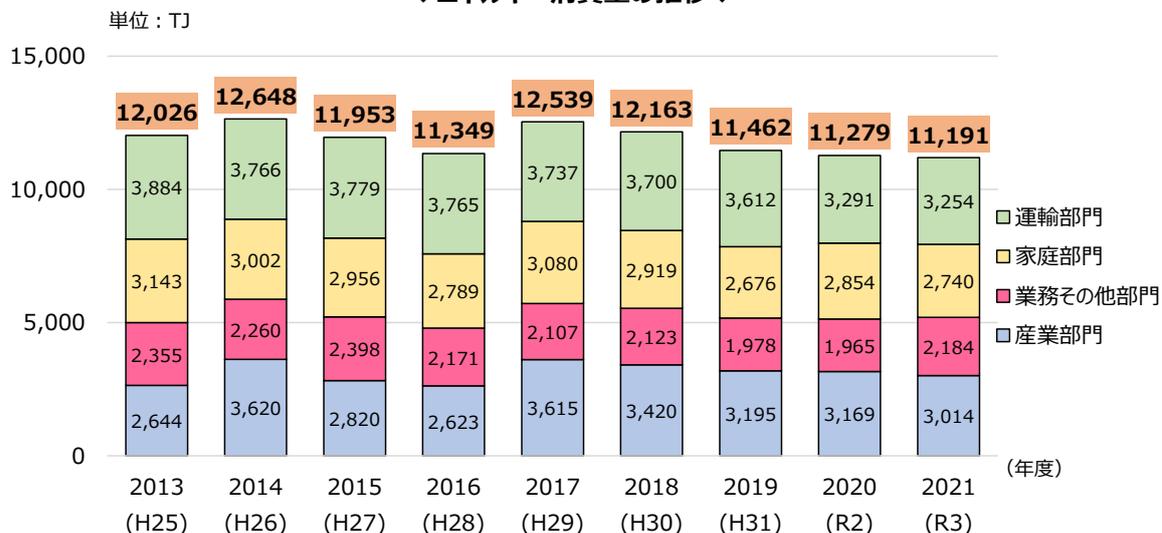
※端数を四捨五入しているため、合計値が合わないことがあります。

資料：県内市町村の温室効果ガス排出量（埼玉県）及び一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より算出

●エネルギー消費量

令和3(2021)年度の市域のエネルギー消費量は、11,191 TJで前年度から微減しています。二酸化炭素排出量には変化がないことから、炭素集約度（エネルギー消費量単位当たりの二酸化炭素排出量）が前年度から悪化しています。

◆エネルギー消費量の推移◆



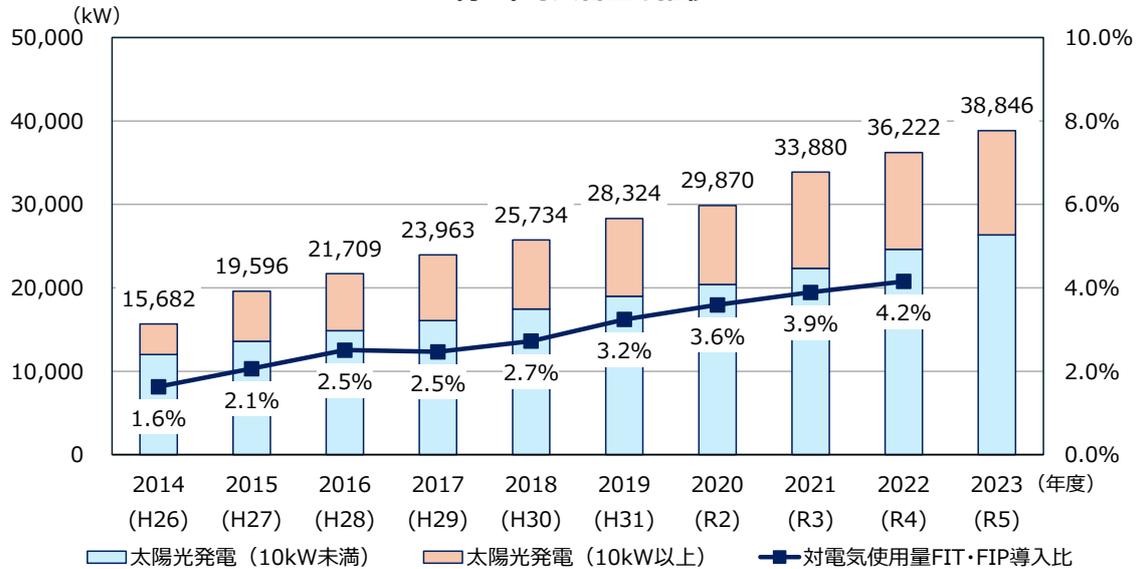
※端数を四捨五入しているため、合計値が合わないことがあります。

資料：県内市町村の温室効果ガス排出量（埼玉県）結果を加工

●再生可能エネルギー導入状況

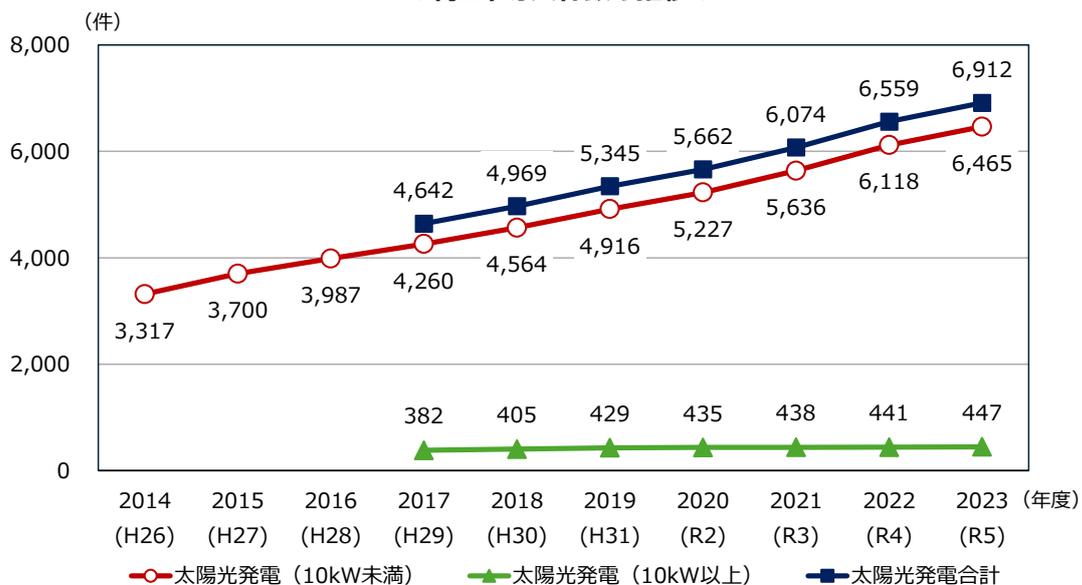
令和5（2023）年度の市内の再生可能エネルギーの導入容量は38,846kWで、太陽光発電によるものとなっています。導入件数をみると、主に住宅用と考えられる10kW未満の太陽光発電の導入件数が、毎年300件以上のペースで増加しています。

◆再エネ導入容量の推移◆



資料：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）、自治体排出量カルテ（環境省）

◆再エネ導入件数の推移◆



資料：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）

1 - 3. 地域気候変動適応計画に関する調査

1) 気温の変化と将来予測

(1) 気温の変化

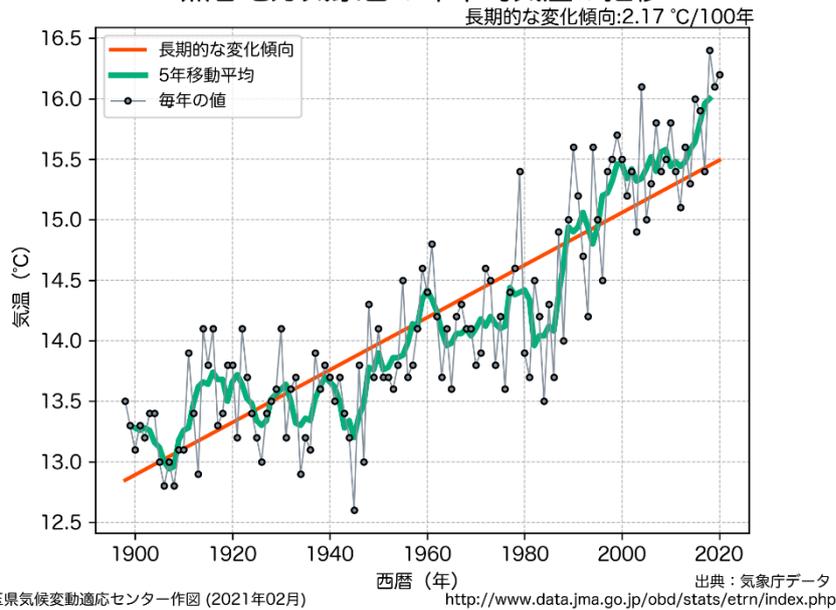
市の気温の変化については、長期的な変化傾向をみるため、50年以上の長期の観測期間をもつ「熊谷地方気象台」における気温の推移を参照します。

長期的な変化の傾向として、「熊谷地方気象台」の年平均気温は、2.17 (°C/100年) 上昇し、日本の年平均気温の上昇 (約 1.3°C/100年) より高い状況となっています。

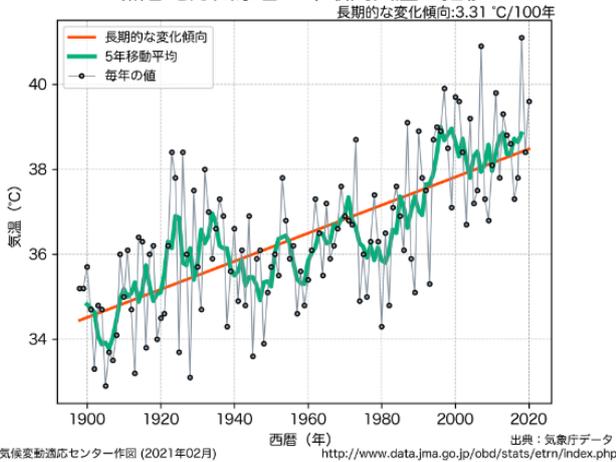
年間の最高気温及び最低気温は、年間の最低気温の方が上昇量が大きくなっています。

◆熊谷地方気象台の年平均気温、年最高気温、年最低気温の推移◆

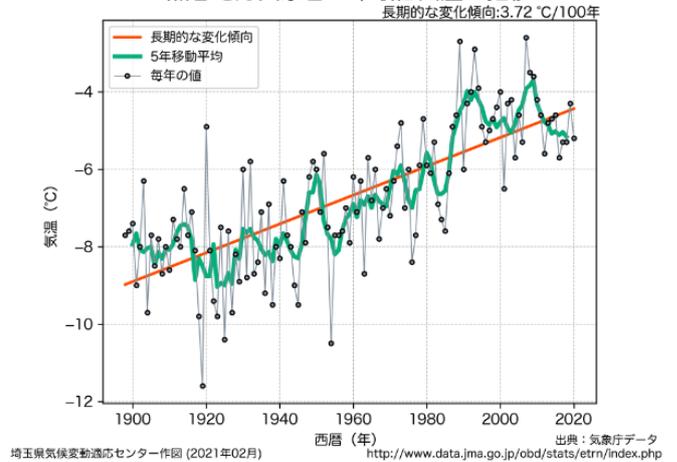
熊谷地方気象台の年平均気温の推移



熊谷地方気象台の年最高気温の推移



熊谷地方気象台の年最低気温の推移



資料：埼玉県気候変動適応センター

長期的な変化の傾向として、100年当たりで猛暑日は16.89日増加、真夏日は21日増加、熱帯夜は12.09日増加、冬日は39.14日減少しています。

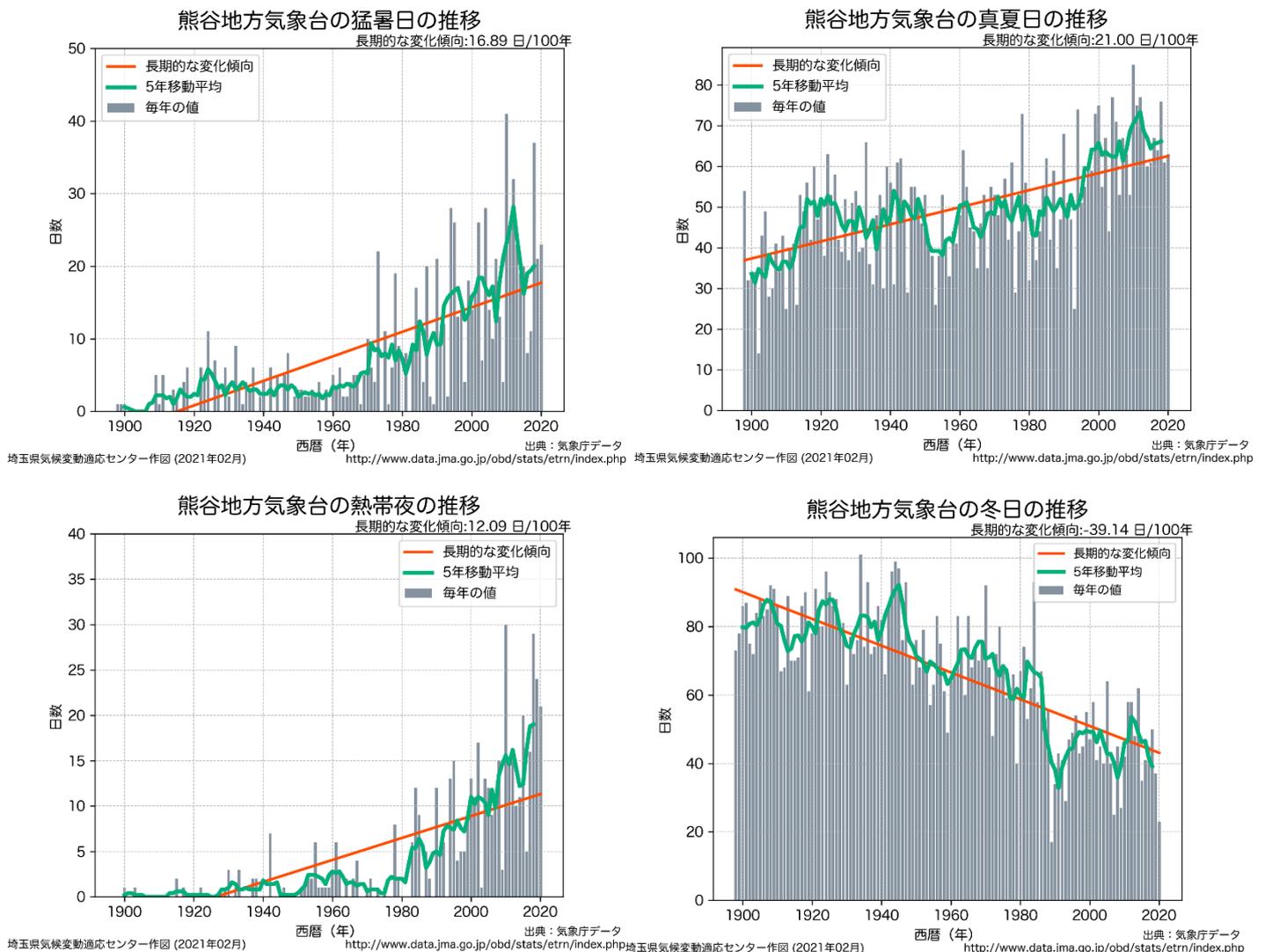
猛暑日は、1970年ごろより前では5日前後でしたが、以降は増加傾向が継続しています。真夏日は、1980年代後半を境に増加傾向で推移しています。

熱帯夜は、1980年代後半以前では多い年で10日ほどで、観測されない年もありましたが、1980年代後半以降は継続的な増加傾向となり、毎年熱帯夜を観測するだけでなく、30日を観測した年もでてきています。

冬日は、1940年代以前は80日前後、1960年代～70年代は70日前後で推移していました。1980年代後半以降には40日程度に減少しましたが、近年は横ばいで推移しています。

猛暑日 ：日最高気温が35℃以上の日	真夏日 ：日最高気温が30℃以上の日
熱帯夜 ：日最低気温が25℃以上の日	冬日 ：日最低気温が0℃未満の日

◆熊谷地方気象台の猛暑日、真夏日、熱帯夜、冬日の推移◆

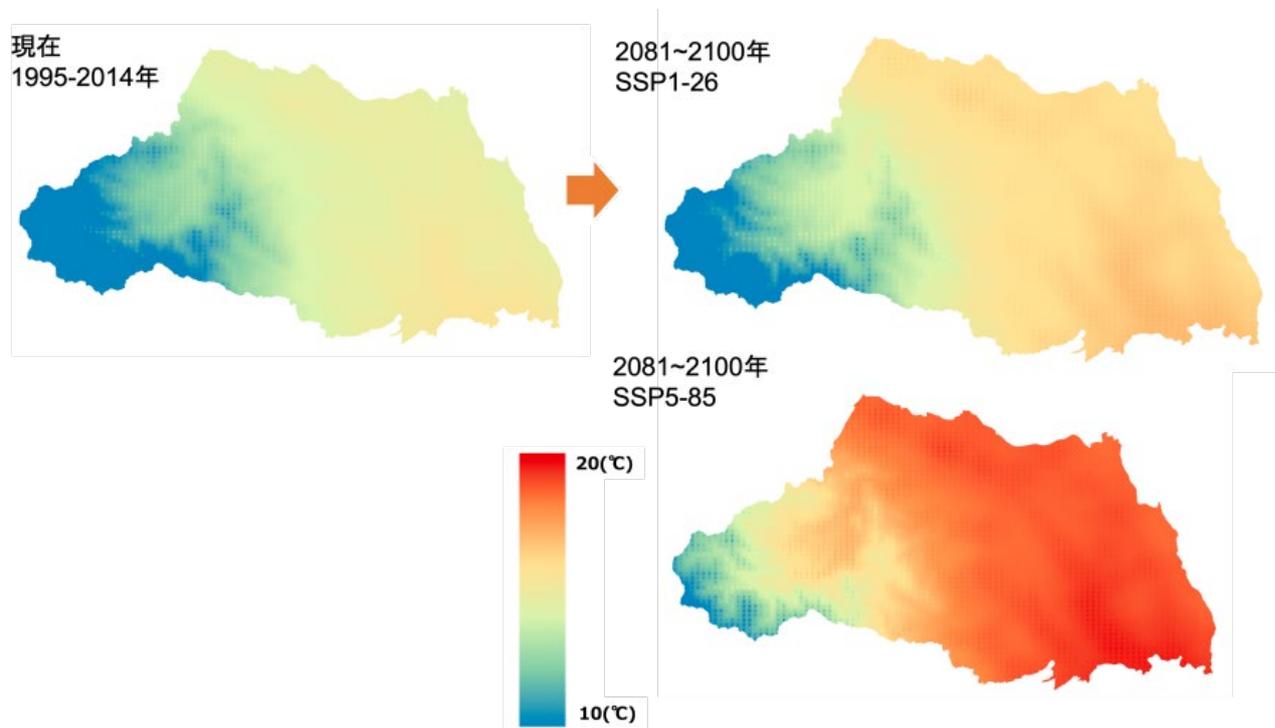


資料：埼玉県気候変動適応センター

(2) 気温上昇予測

IPCC 第 6 次評価報告書のシナリオを元に予測された県内の年平均気温は、最も温室効果ガスの排出が多くなるシナリオ (SSP5-8.5 シナリオ) において、平野部の大半の地域で約 20℃ 近くに達することが予測されています。比較的温室効果ガスの排出が少ないシナリオ (SSP1-2.6 シナリオ) でも約 17℃ になることが予測されています。

埼玉県での今世紀末までの気温上昇量は、約 1.3℃～約 4.0℃になることが予測されています。



石崎 紀子, 2021: CMIP6 をベースにした CDFDM 手法による日本域バイアス補正気候シナリオデータ, Ver.1, 国立環境 研究所, doi:10.17595/20210501.001. (参照: 2021/05/01) のデータを使用して埼玉県気候変動適応センターが作成。

資料：埼玉県気候変動適応センター

2) 気候変動の影響

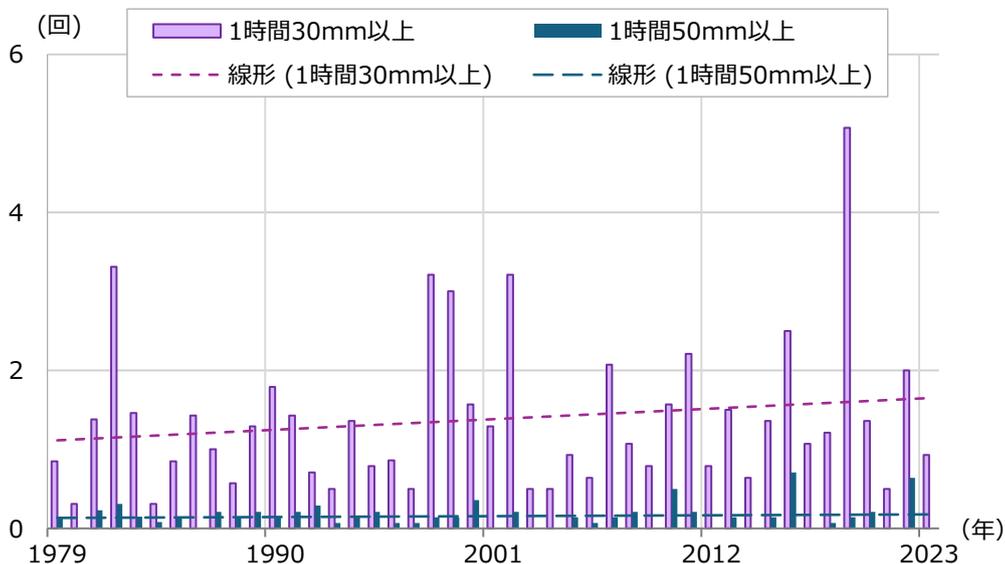
(1) 強雨頻度の変化

埼玉県における年降水量は、年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できません。

また、短時間に降る強い雨についても、年による変動が大きくなっています。

河川整備や下水道整備等により浸水リスクが低減され続けているため、浸水被害の増加が顕在化しているわけではありませんが、将来、強雨頻度が増えることが予測されており、潜在的なリスクは高くなると考えられます。

◆埼玉県の短時間強雨発生回数◆



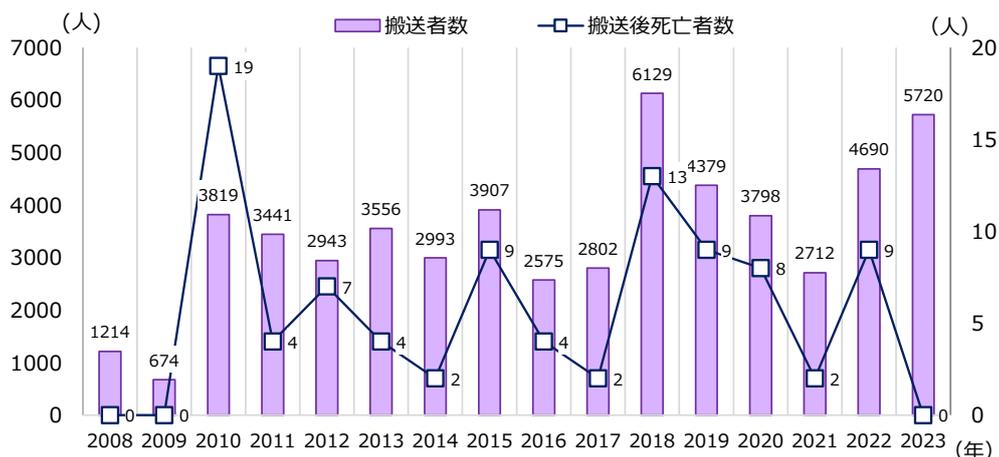
資料：埼玉県気候変動適応センターのデータを加工

(2) 熱中症搬送者数の増加

気温の上昇による暑熱環境の悪化に伴い、健康への影響も顕在化しています。埼玉県における熱中症による搬送者数は、平成 22 (2010) 年以降特に増加し、3,000 名前後で推移していましたが、平成 30 (2018) 年は 6,000 名を超え、令和 5 (2023) 年も 5,720 名と高い水準となっています。

熱中症搬送者数と気温との関係は明らかで、日最高気温が 30℃を超えると搬送者数は増加し、35℃を超えると急増します。今後、夏の猛暑が激しさを増すと、熱中症によるリスクはさらに高まると考えられます。

◆埼玉県の熱中症搬送者数と死亡者数の推移◆



資料：埼玉県気候変動適応センターのデータを加工

(3) 農業への影響

埼玉県内では、平成 22 (2010) 年に、水稲で、高温障害による白未熟粒が多発しました。とりわけ、埼玉県が育成した品種である「彩のかがやき」の品質低下が著しく、経済的な損害も発生しました。この年の熊谷気象台における 8 月の平均気温は 29.3℃で、平年値を 2.5℃上回り、観測史上 1 位を記録しました。この夏の猛暑が水稲の高温障害を引き起こしたと考えられています。夏季の気温と 1 等米比率との間には負の相関があり、温暖化の進行は米の生産にマイナスの影響を与えると考えられます。

資料：埼玉県気候変動適応センター

(4) 生物多様性への影響

気候変動による影響が疑われる現象の一つとして、二ホンジカの増加が挙げられます。埼玉県内の二ホンジカ捕獲頭数は、平成 2 (1990) 年度は 114 頭でしたが、その後急増し、令和 3 (2021) 年には 5000 頭を超えました。全国的にも二ホンジカの増加や分布拡大が起きていますが、それらに温暖化が寄与していることが指摘されています。二ホンジカは大型草食ほ乳類で、様々な植物を大量に食べるため、個体数の増加が自然の植生に大きな悪影響を与えています。埼玉県と山梨県の県境の亜高山帯には、シラビソ・オオシラビソの針葉樹林帯が広がっていますが、広い範囲で皮を剥いで食べる被害が発生し、森林衰退も起きています。さらに、二ホンジカの増加とともに、ササなどの植生を好む鳥類のヤブサメやウグイスなどが減少するとの報告もあります。この様に、植物だけではなく、動物への影響も懸念されています。

このほか、近年、以前は県内に生息していなかった南方系の生物が侵入・定着する事例が増えています。代表的な生物が、チョウ類のムラサキツバメとツマグロヒョウモンで、平成 12 (2000) 年以降急増しています。ツマグロヒョウモンの幼虫はスミレの仲間を餌としており、園芸スミレであるパンジーも食害するため、パンジーの生産量が国内で最も多い埼玉県では、県農林部が、平成 20 (2008) 年に注意報 (予察報) を発表し農家にツマグロヒョウモンへの注意を呼び掛けました。

資料：埼玉県気候変動適応センター

3) 埼玉県における気候変動の影響

埼玉県内で既に顕在化している、または将来生じることが予測されている気候変動の影響のうち、市にも影響を及ぼすと思われる分野を「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」などを参考に、以下のように整理しました。

●農業分野

市では、キウイフルーツをはじめ、果樹、野菜、水稲など多彩な農畜産物が生産されています。

埼玉県内では、近年、夏季の高温・乾燥等による様々な生理障害が果樹や野菜、水稲等において、広く確認されているほか、令和元年東日本台風では農地・農業用施設が被災するなどの影響を受けています。

今後、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。また、気温上昇に伴い、水稲等の収穫量及び品質の低下や越冬可能な害虫の増加が予測されています。

●水環境・水資源分野

県内の状況として、平成28(2016)年は利根川水系で、平成29(2017)年は荒川水系で渇水が発生しました。

今世紀末頃の河川流量を予測した研究では、7～8月の最低流量が減少し、渇水リスク及び水質悪化の増加が懸念されています。

また、暑熱による水需要の増加と渇水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念されます。

●自然生態系分野

昭和初期に九州で初確認されたヨコヅナサシガメなどの南方系昆虫が、温暖化に伴う気温上昇等により、近年埼玉県内での生息がみられるようになりました。また、令和元年東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁などができなくなっています。

今後、気温や水温上昇に伴い、南方系動植物の生息域の拡大や、イワナなどの冷水性魚類の生息域の移動など生息魚類相にも変化が生じることが予測されます。

●自然災害分野

時間50mmを超える降雨が過去の10年間(1990～1999年)と比べ、直近の10年間(2010～2019年)で約2倍発生しています。また、令和元年東日本台風では、埼玉県内14箇所の雨量観測所の内、11箇所で日降水量が観測史上1位を記録し、県管理河川の堤防決壊2箇所を含む57箇所において溢水・越水が発生しました。

今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度の増加が懸念されます。

●健康分野

埼玉県内の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。埼玉県内の過去 5 年間（2015～2019 年）とその前の 5 年間（2010～2014 年）の熱中症による救急搬送者数を比較した場合、救急搬送者数の合計が約 3 千人増加、救急搬送者に占める高齢者の割合が約 5 ポイント上昇しています。

今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。

●都市生活分野

現在（2015～2020 年）と 50 年前（1965～1970 年）を比較すると、熊谷の年間熱帯夜日数は 18 日、年間猛暑日日数は 15 日増加しています。都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、暑さへの不快感、睡眠障害、屋外活動への影響等、都市生活における快適さに影響を及ぼしています。

また、令和元年東日本台風の影響により、埼玉県西部で堤防の決壊や越水が発生し、埼玉県内の水道施設も複数被害を受けました。

今後、熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することや、洪水による上下水道施設被害や高濁度化のリスクが増加することが予測されます。